第6012号　本文

官報

昭和二十二年一月三十日　第六千十二号　木曜日

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

勅令

朕は、地代家賃統制令の一部を改正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

昭和二十二年一月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂
司法大臣　木村篤太郎
内務大臣　大村清一

勅令第二十七号

地代家賃統制令の一部を次のように改正する。

第五條　物價廳長官は、家賃の停止統制額又は認可統制額で公正でないと認められるに至つたものについては、都道府縣、市又は市及びその隣接町村の區域を指定して、借家の建築時期に應じて、その家賃の停止統制額又は認可統制額に乘ずべき修正率を定めることができる。

前項の場合には、その借家については、修正率を家賃の停止統制額又は認可統制額に乘じて得た額（この額が物價廳長官の定める額を超える場合には物價廳長官の定める額）を、夫々その家賃の停止統制額又は認可統制額とする。

第一項の區域及び修正率並びに前項の物價廳長官の定める額の決定は、告示によつて、これをなす。

附　則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

告示

◉物價廳告示第三十七号

物價統制令第四條の規定によつて、魚類肝油及びくじら類肝油の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和十九年十月厚生省告示第九十四号（ビタミンA油の最高販賣價格指定の件）は、これを廃止する。

昭和二十二年一月三十日

物價廳長官　膳　桂之助

（單位正味一瓩）

單位種別			製造業者販賣價格の統制額	ビタミン油工業株式會社販賣價格の統制額
一瓦に付ビタミンA	一〇、〇〇〇	國際單位のもの	三六圓	三九圓
〃	二〇、〇〇〇	〃	七七	八二
〃	三〇、〇〇〇	〃	一三五	一四四
〃	三三、〇〇〇	〃	一五二	一六三
〃	四〇、〇〇〇	〃	二〇三	二一七
〃	五〇、〇〇〇	〃	二七五	二九四
〃	六〇、〇〇〇	〃	三四七	三七一
〃	七〇、〇〇〇	〃	四二七	四五七
〃	八〇、〇〇〇	〃	五一七	五五三
〃	九〇、〇〇〇	〃	六〇七	六四九
〃	一〇〇、〇〇〇	〃	六九八	七四七
〃	一一〇、〇〇〇	〃	七八八	八四三
〃	一二〇、〇〇〇	〃	八七八	九三九
〃	一三〇、〇〇〇	〃	九六九	一、〇三七
〃	一四〇、〇〇〇	〃	一、〇七七	一、一五二
〃	一五〇、〇〇〇	〃	一、一九〇	一、二七三
〃	一六〇、〇〇〇	〃	一、三〇三	一、三九四
〃	一七〇、〇〇〇	〃	一、四一六	一、五一五
〃	一八〇、〇〇〇	〃	一、五二九	一、六三六
〃	一九〇、〇〇〇	〃	一、六四二	一、七五七
〃	二〇〇、〇〇〇	〃	一、七五五	一、八七八

右表に掲げる國際單位以外の國際單位のものの統制額は、そのものの直近下位のものの統制額に一、〇〇〇國際單位（一、〇〇〇國際單位未滿は切捨て）を増す毎に次に掲げる額を加えた額とする。

（一）一〇、〇〇〇國際單位以上三〇、〇〇〇國際單位未滿のもの及び四〇、〇〇〇國際單位以上二〇〇、〇〇〇國際單位未滿のものについてはそのものの直近上位のものの統制額と直近下位のものの統制額との差額の一〇分の一に相當する額

（二）三〇、〇〇〇國際單位以上三三、〇〇〇國際單位未滿のものについては五圓六〇錢

（三）三三、〇〇〇國際單位以上四〇、〇〇〇國際單位未滿のものについては七圓二〇錢

（四）二〇〇、〇〇〇國際單位以上のものについては一一圓二〇錢

一瓦に付ビタミンD	一〇、〇〇〇	國際單位のもの	一六一圓	一七二圓
〃	二〇、〇〇〇	〃	三二三	三四五
〃	三〇、〇〇〇	〃	四八四	五一八
〃	四〇、〇〇〇	〃	六四五	六九〇
〃	五〇、〇〇〇	〃	八〇六	八六二
〃	六〇、〇〇〇	〃	九六七	一、〇三五
〃	七〇、〇〇〇	〃	一、一二九	一、二〇八

右表に掲げる國際單位以外の國際單位のものの統制額は、そのものの直近下位のものの統制額に一、〇〇〇國際單位（一、〇〇〇國際單位未滿は切捨て）を増す毎に一六圓一〇錢を加算することができる。

（一）（い）本表の製造業者販賣價格の統制額は、製造業者の工場渡しの統制額である。

（ろ）本表のビタミン油工業株式會社の販賣價格の統制額は、買ひ主の最寄り省線若しくは直通連帶社線の各驛貨車乘り渡し又は、買ひ主最寄り港岸壁若しくは、河岸着渡しの統制額である。

（二）本表の統制額は、中味賣りする場合の統制額であつて、罐に入れて販賣する場合は、製造業者は十圓五十錢（詰め賃及び荷造り費を含む）を、ビタミン油工業株式會社は十圓八十錢（詰め賃及び荷造り費を含む）を夫々本表の統制額に加えることができる。

（三）（い）製造業者の所有する二〇〇リットル入りドラム罐＝一八二、五瓩を詰めて中味賣りする場合は、本表の統制額に一罐につき五十二圓八十錢（詰め賃、荷造り費、洗滌費その他の諸掛りを含む）を加えることができる。

（ろ）需要者の所有する容器に詰めて中味賣りする場合は、五ガロン罐一罐につき一圓五十錢、二〇〇リットル入りドラム罐一罐につき五圓を夫々本表の統制額に加えることができる。

但し、右の額には詰め賃及び荷造り費を含むが、容器の引取り費及び洗滌費は含まない。

（は）ビタミン油工業株式會社の所有する容器に詰めて中味賣りする場合は、製造業者販賣價格の統制額にあつては（三）の（ろ）に準じ、ビタミン油工業株式會社販賣價格の統制額にあつては（三）の（い）に準ずる。

（四）ビタミンA及びビタミンDノ双方を含有する肝油の統制額は、本表に掲げるビタミンA又はビタミンDの統制額のうち高い額によることができる。

（五）輸出向けとして販賣する場合に、容器その他につき特別に費用を要する時は、本表の統制額にその費用を加えることができる。

◉大藏省告示第二十一号

昭和二十年大藏省令第七十八号（特定國財産等の保全に關する省令）第七條の規定に基いて、左に掲げる取引又は行爲については、同令第四條の規定による制限を免除する。

昭和二十二年一月三十日

大藏大臣　石橋湛山

一　特定國人の預金引出にして、その生活費又は税金支拂に充てるもの
二　前號の相手方として爲す行爲

本文

第6012号 本文

◉**文部省告示第十二号**

大正十四年文部省令第三十號實業學校卒業程度檢定規程に依り左の通第二十二回實業學校卒業程度檢定を施行する

昭和二十二年一月三十日　文部大臣　田中耕太郎

一、檢定施行地及學科

檢定施行地	學科
北海道	機械、建築、電氣、工業化學、採鑛、土木、農業、商業
岩手縣	機械、建築、工業化學、土木
山形縣	機械、建築、電氣、工業化學、農業
栃木縣	機械、建築、電氣、土木、農業、商業
東京都	機械、建築、電氣、工業化學、冶金、土木、農業、商業
石川縣	機械、建築、電氣、土木、農業、商業
長野縣	機械、建築、電氣、工業化學、土木、農業、商業
岐阜縣	機械、電氣、工業化學、土木
京都府	機械、電氣、農業、商業
大阪府	機械、建築、電氣
鳥取縣	機械、電氣、工業化學、農業
岡山縣	機械、電氣、農業
山口縣	機械、工業化學、農業、商業
香川縣	機械、電氣、農業、商業
福岡縣	機械、建築、電氣、工業化學、採鑛、冶金、土木、農業
佐賀縣	商業
熊本縣	機械、建築、電氣、工業化學、採鑛、冶金、土木、農業

二、出願期間及手續

昭和二十二年二月十三日から同二十四日迄（日曜日を除く）

出願者は右期間中午前九時から午後四時迄（土曜日は正午迄）の間に受檢地の地方廳に願書類を提出すること

出願に關する書類は實業學校卒業程度檢定規程所定の書式に依り調製し、其の提出後は受檢地を變更する事が出來ない

三、檢定期日

三月十三日から同二十二日迄

四、右手續其他に關しては受檢地の地方廳若くは文部省學校教育局中等教育課に問合せのこと

◉**運輸省告示第十六号**

昭和十四年十二月遞信省告示第三千七百二十五号海運業ノ種類及地区ニ関スル件の一部を次のように改正する。

昭和二十二年一月三十日　運輸大臣　平塚常次郎

二の(三)帆船海運業の地区中左のとおり改める。

(7)神奈川縣。靜岡縣ノ内一部（熱海市、田方郡ノ内網代町、伊東町、宇佐美村、小室村、對馬村）

◉**遞信省告示第二十五号**

次の區間に水底電線一條を圖のとおり布設し、この線路區域を次のように指定する。

昭和二十二年一月三十日　遞信大臣　一松　定吉

區間　安岡側　山口縣下關市安岡町字横野
　　　蓋井島側　同豐浦郡豐西村蓋井島字蓋井

線路區域　安岡陸揚地から沖合一二〇〇米まで及び蓋井島陸揚地から沖合一〇〇〇米までは、それぞれ線條の左右各三〇米以内で、そのたは、線條の左右各二〇〇米以内である。

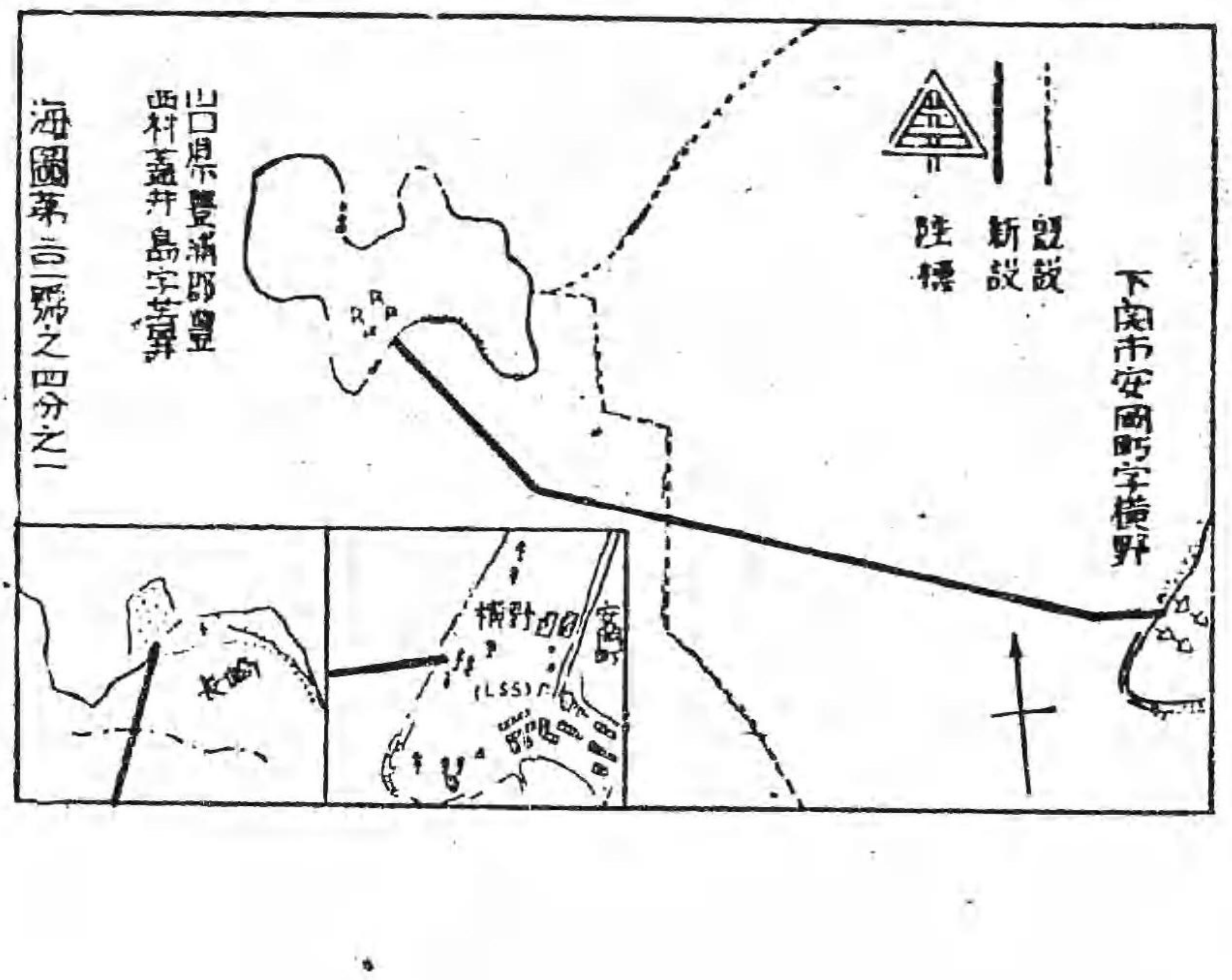

◉**遞信省告示第二十六号**

次の區間に水底電線一條を圖のとおり布設し、この線路區域を次のように指定する。

昭和二十二年一月三十日　遞信大臣　一松　定吉

區間　湊側　佐賀縣東松浦郡湊村大字湊字魚見一二五ノ二番地
　　　神集島側　同神集島字アジロ三六番地

線路區域　線條の左右各三〇米以内。

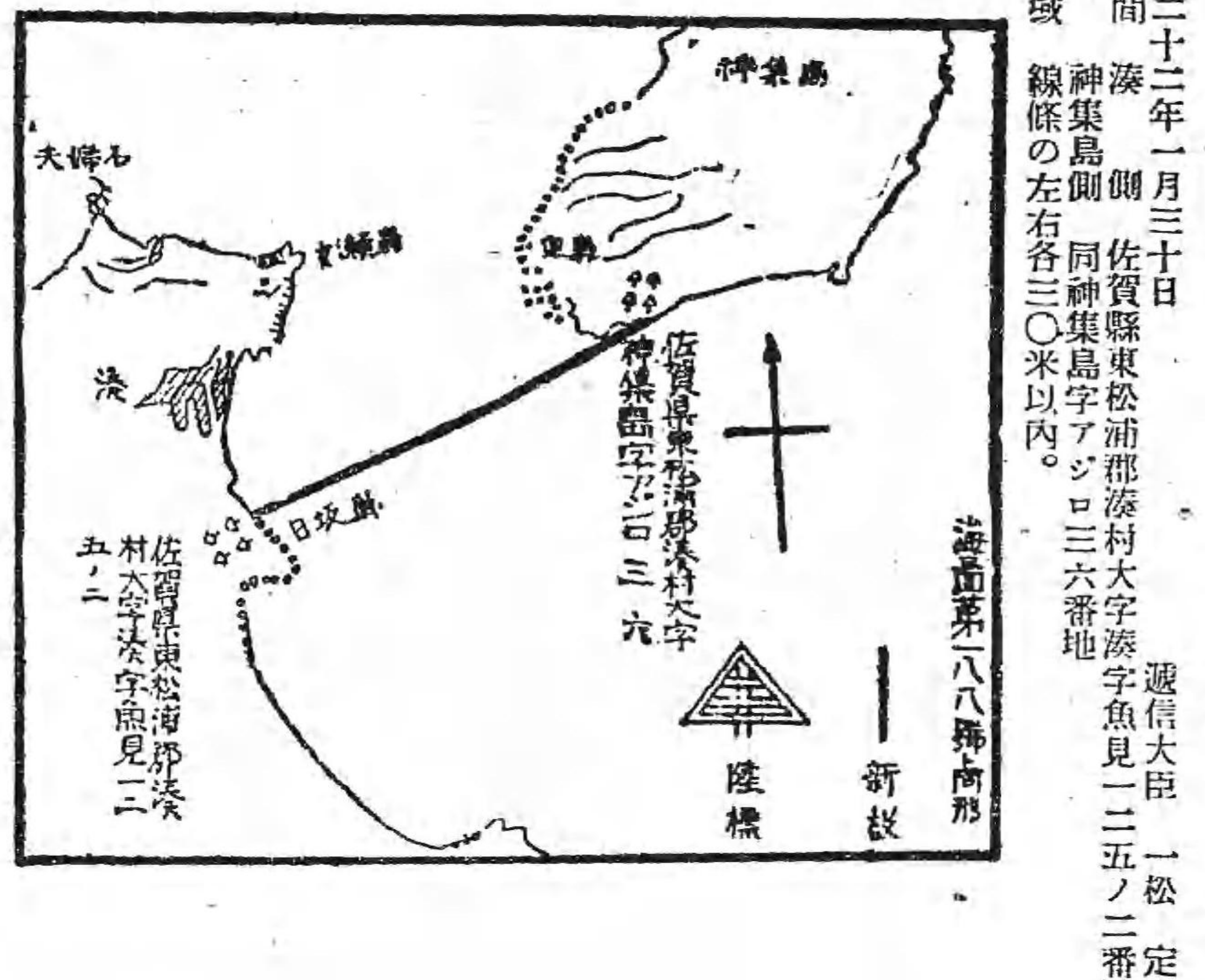
海圖第一八八號
新設
陸標
神集島
佐賀県東松浦郡湊村大字神集島字アジロ三六
佐賀県東松浦郡湊村大字湊字魚見一二五ノ二
湊

◉**山梨縣告示保解第一号**

森林法により左記保安林を解除する。

昭和二十二年一月三十日　山梨縣知事　齋藤　昇

山梨縣南巨摩郡萬澤村字宿三五一六番三畝一〇歩、同東八代郡豐富村大字大鳥居字濱井戸三九九五番二段七畝一九歩、同東山梨郡松里村大字上井尻字上三狐神六九一番ノ一七畝歩、同六九一番ノ二六畝歩、同六九三番五畝一〇歩

敍任及辭令

◉昭和二十二年一月二十三日

（各通）
任檢事
敍奏任　大坂　盛夫
　　　　村上　三政

（各通）
任地方事務官
敍二級　厚生事務官　小野　延
　　　　千葉　元江
厚生技官　古川　正雄
同　遠藤　眞三
農林技官　堺　通夫
地方事務官　島津　兼資
（各通）　中島彦九郎
奧村　寛三
渡邊　春吉
澤田　省三
中尾　仁一
任地方技官
敍二級
陞敍二級　地方技官　村本　里郎

陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル　公立中等學校教諭　山田　守
（二十年三月二十三日內閣）
陞シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル　公立青年學校長　關　守
（二十年八月十六日同）
（各通）　運輸事務官　古河　虎太
　遞信事務官　日賀野　寛
依願免本官（一月二十二日同）
（各通）　大藏事務官　伊達　宗彰
　文部教官　栗原　廣道
依願免本官
　內閣技官　伊東　五郎
　同　杉　一夫
　商工事務官　戸引　達
（各通）　商工技官　國分　諄
經濟安定本部部員ヲ命ス
　大藏事務官　伊藤　義直
（各通）　同　武士末　要
　同　牧野伊三郎
依願免本官　伊藤　謙二
復興金融金庫理事長被仰付　川北　禎一
復興金融金庫副理事長被仰付
　地方事務官　山本　加藤
　同　近藤　武雄
　同　笹田　好文
（各通）　同　工藤勘四郎
依願免本官（以上一月二十三日同）　內務事務官　野尻　一郎
十五號俸下賜
調査局勤務ヲ命ス　地方事務官　赤星　勝義
（各通）　同　山口　儀一
十四號俸下賜
長崎縣勤務ヲ命ス　同　村中　克己
十三號俸下賜
長崎縣勤務ヲ命ス　同　高瀬　芳雄
十二號俸下賜
長崎縣勤務ヲ命ス　同　平田　清秀
九號俸下賜
長崎縣勤務ヲ命ス　同　十二　清作
十四號俸下賜
新潟縣勤務ヲ命ス　同　杉田　武雄
十一號俸下賜
新潟縣勤務ヲ命ス　同　齋藤　兵吉
十四號俸下賜
愛知縣勤務ヲ命ス　同　丹羽　義藏
（各通）　同　今尾　年浩
十三號俸下賜
岐阜縣勤務ヲ命ス　同　村山　泰一
十二號俸下賜
岐阜縣勤務ヲ命ス　同　嶺岸辰五郎
十五號俸下賜
宮城縣勤務ヲ命ス　同　岡村　眞市
十一號俸下賜
山口縣勤務ヲ命ス
補山口縣警視　同　廣末彌四郎
十二號俸下賜
大分縣勤務ヲ命ス
補大分縣警視　地方技官　新井　蓁老
二十一號俸下賜
東京都勤務ヲ命ス　同　高橋　義政
十一號俸下賜
北海道廳勤務ヲ命ス　同　西原陽太郎
十一號俸下賜
京都府勤務ヲ命ス　同　今川　節夫
十四號俸下賜
長崎縣勤務ヲ命ス　同　谷口　助市
十三號俸下賜
長崎縣勤務ヲ命ス　同　尾形　友雄
十號俸下賜
長崎縣勤務ヲ命ス　同　三上　恒
長崎縣勤務ヲ命ス　同　所　春雄
埼玉縣勤務ヲ命ス　同　加藤　利吉
十六號俸下賜
三重縣勤務ヲ命ス　同　林　桂
二十二號俸下賜
岐阜縣勤務ヲ命ス　同　尾關　義一
福井縣勤務ヲ命ス　同　牧　勇
十一號俸下賜
大分縣勤務ヲ命ス　同　高橋　正年
（各通）　同　土師文二郎
十號俸下賜
大分縣勤務ヲ命ス　同　畠山　實
十一號俸下賜
佐賀縣勤務ヲ命ス　同　稻富　善太
鹿兒島縣勤務ヲ命ス　同　小畑　秀雄
十三號俸下賜（以上二十一年十二月十四日內務省）　地方事務官　大村游歸男
　內務事務官　曾我　力三
十九號俸下賜
調査局勤務ヲ命ス（二十一年十二月十五日同）　地方事務官　淺見達太郎
官吏分限令第十一條第一項第二號ニ依リ休職ヲ命ス（二十一年十二月十六日同）
　休職內務技官　草野　道人
復職ヲ命ス（二十一年十二月十七日同）　厚生事務官　檜垣　正男
官吏分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（一月十四日厚生省）
　同　戒田　集
舞鶴引揚援護局業務部長ヲ命ス（一月二十日同）　同　穂積　重一
十八號俸下賜
勤勞局勤務ヲ命ス　同　北野　弘記
十三號俸下賜　厚生技官　宇佐美正夫
厚生省醫務局中國出張所長心得ヲ命ス　厚生事務官　津留　順一
厚生省醫務局中國出張所長心得ヲ免ス（以上一月二十一日同）

地方行政

◉**縣會**　昨二十一年十二月二十六日招集の定例愛知縣会は議事結了一月十六日閉会した。（愛知縣）

◉**縣會議員辭任**　鳥取縣において縣会議員松田清松は昨二十一年十二月二十七日辭任した。（鳥取縣）

廣告

◉**工場財團**

鹿兒島市鹽屋町四番地ノ一指宿重夫より鹿兒島市鹽屋町四番ノ一所在指宿農具製作所鹿兒島本工場に屬する建物並に機械器具に對し工場財團組成のため所有權保存登記の申請があつたから右財團に屬すべき動産に付き權利を有する者又は差押、假差押若しくは假處分の債權者は本公告掲載の日より三十日以内にその權利を當廳に申出られたし。

但し工場財團に屬すべきものゝ目錄は當廳に備付けてあるから關係者の閲覽に供する。

昭和二十二年一月三十日　鹿兒島區裁判所

◉**公示催告**

尼崎市杭瀬木ノ元四五　申立人　樋口又次郎
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲ爲サヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一、種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券一枚二十株券一枚
株券額面　金一千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　四乙一三八、四內一四三
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役　今西林三郎
發行日　明治四十四年一月十八日
最終株主　樋口又次郎

一、種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券一枚
株券額面　金五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　五乙二二九九一
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役　今西林三郎
發行日　大正六年七月十四日
最終株主　樋口又次郎

一、種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券一枚二十株券二枚
株券額面　金二千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　六乙一三一八〇、六內一六五、六內四九六一
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長　片岡直輝
發行日　大正九年五月一日
最終株主　樋口又次郎

一、種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　二十株券二枚
株券額面　金二千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　七內一一六七、七內一一六八
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役　三崎省三
發行日　大正十三年十二月二十五日
最終株主　樋口又次郎

一、種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　拾丁一九〇三
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長　島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　樋口又次郎

奈良縣磯城郡初瀨町大字初瀨八四三　申立人　河合遠吉
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一、種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券四枚
株券額面　金二千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自一乙一三二九至一乙一三三二
發行者　阪神電氣鐵道株式會社社長　外山脩造
發行日　明治三十二年十月十九日
最終株主　河合遠吉

一、種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券三枚
株券額面　金一千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓

記號番號　三乙二〇四六、三乙二四五九、三乙一五六三
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　明治四十一年五月五日
最終株主　河合達吉
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券十枚、二十株券一枚
株券額面　金六千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　五乙二三二一、五乙二三三二、自五乙二〇一五至五乙二一〇一九、五乙三二〇九、五乙二三六一、五乙二三六二、五丙一三〇九
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　大正六年七月十四日
最終株主　河合達吉
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券十六枚、二十株券五枚
株券額面　金一万三千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自六乙一九四七至六乙一九五八、六乙一九六三、六乙一九六四、六乙一九七三、六乙一二三三六、六丙六三六〇、六丙二四四三、六丙二四四六、六丙二四五〇、六丙二四五一
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長片岡直輝
發行日　大正九年五月一日
最終株主　河合達吉
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券一枚、二十株券二枚
株券額面　金二千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　七乙一九九五、七丙一三三一、七丙一三三二
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　大正十三年十二月二十五日
最終株主　河合達吉

西宮市中濱町四ノ四
申立人　岡本俊輔
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券五枚、二十株券五枚
株券額面　金七千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　三乙三〇五六、三乙三〇五七、三乙三〇五八、三乙二六一三、三乙二九六七、三丙四〇四、三丙六七四、三丙八九九、三丙九五二、三丙九五八
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　明治四十一年五月五日
最終株主　岡本俊輔
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　二十株券一枚
株券額面　金一千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　五丙一〇三四
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　大正六年七月十四日
最終株主　岡本俊輔
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券二十五枚、二十株券三枚
株券額面　金一万五千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自六乙一八一八至六乙一八二二、六乙七二四二、六乙七二四三、六乙七二四五、六乙七六四二、自六乙四〇〇三至六乙四〇〇六、自六乙六九七四至六乙六九七六、六乙九一五〇、六乙九一五一、六乙九六〇三、六乙一〇七五、六乙一二九八四、六乙一二九八五、六乙一二九八六、六乙一三〇一、六乙一一五四八、六丙六一三六丙四八四〇、六丙六二七四、
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役社長片岡直輝
發行日　大正九年五月一日
最終株主　岡本俊輔
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券二枚
株券額面　金一千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　六乙二二七一、七乙二二五四四
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　大正十三年十二月二十五日
最終株主　岡本俊輔

大阪市東住吉區西今川町六丁目三七
申立人　藤井彦兵衞
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券三枚、十株券二枚
株券額面　金一千百五十圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　十甲一三三五六、十甲一三三五七、十甲一三三五八、十乙二二〇二九、十乙二二〇三〇
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　藤井彦兵衞

堺市濱寺公園町三丁目二六四
申立人　由良和夫
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券一枚、二十株券二枚、五十株券三枚
株券額面　金一万圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　拾乙三一四六三、拾丙五五一、拾丙五五二、拾丁六〇三九、拾丁六〇四四、拾丁五九五六
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　由良和夫

西宮市用海町五三
申立人　德田信治郎
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券七枚十株券二枚
株券額面　金一千三百五十圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　自拾甲三四四三至拾甲三四四八、拾甲一三五〇九、拾乙五四〇五、拾乙五四〇六
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　德田信治郎

岡山縣兒島郡味野町三七二二
申立人　小橋賢郎
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　二十株券二枚
株券額面　金二千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　六丙二二四三、六丙四九四六
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長片岡直輝
發行日　大正九年五月一日
最終株主　小橋賢郎
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券一枚
株券額面　金五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　七乙三一七三
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　大正十三年十二月二十五日
最終株主　小橋賢郎
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券二枚
株券額面　金一百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　八甲三七〇四、八甲三七〇五
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　昭和二年三月二十八日
最終株主　小橋賢郎

兵庫縣武庫郡良元村小林北畑一〇〇ノ八
申立人　笠原道夫
右代理人辯護士　松本半九郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券四枚
株券額面　金二千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　二乙二七三二、二乙一四九〇、二乙一四九一、二乙一四九二
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長外山脩造
發行日　明治三十八年八月一日
最終株主　笠原道夫

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券十四枚、二十株券七枚
株券額面　金一万四千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　三乙二六九三、三乙二八〇、三乙二八一、三乙二八三、三乙一五二四、三乙一五二五、三乙八〇七、三乙三〇六五、自三乙五二七至三乙五三〇、三乙四二五、三乙四二六、三丙二六三、自三丙六三〇至三丙六三二、三丙二九三、三丙三三〇、三丙三三一
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　明治四十一年五月五日
最終株主　笠原道夫
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　二十株券二枚
株券額面　金二千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　四丙一二三六、四丙一二三七
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　明治四十四年一月十八日
最終株主　笠原道夫
種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　二十株券七枚
株券額面　金七千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　六丙二七二六、六丙二七二七、自六丙二四七〇至六丙二四七三、六丙二四三二
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長片岡直輝
發行日　大正九年五月一日
最終株主　笠原道夫
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券六十枚、二十株券四十五枚
株券額面　金七万五千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自七乙八三五至七乙八九四、自七丙六四七至七丙六九一
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　大正十三年十二月二十五日
最終株主　笠原道夫
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券十一枚、十株券六枚、二十株券五枚
株券額面　金八千五百五十圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　自八甲三二四八至八甲三二五三、自八甲四四八二至八甲四四八五、八甲六〇六二、八乙七九四九、八乙七九五〇、八乙一九六五、自八乙三八二八至八乙三八三〇、八丙四三〇九、八丙四三二〇、八丙四三一一、八丙四八三六、八丙一七六三
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　昭和二年三月二十八日
最終株主　笠原道夫
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券九枚、二十株券三枚
株券額面　金七千五百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　九乙八〇九、九乙八一〇、九乙三〇三三、九乙二三三四、九乙二三三五、自九乙七九五至九乙七九八、自九丙一五八二至九丙一五八四
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島德藏
發行日　昭和三年四月二十七日
最終株主　笠原道夫
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券九枚、十株券三十三枚、二十株券二枚、五十株券六枚
株券額面　金三万三千九百五十圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　拾甲一六八八五、拾甲一六八八六、自拾甲一三八七四至拾甲一三八七七、拾甲三三二二、拾甲三二九六、拾甲一〇〇三、自拾乙二七〇二八至拾乙二七〇三七、自拾乙二三七八一至拾乙二三七八四、拾乙五六七五、拾乙四一八九、拾乙二二七三〇、拾乙二八一三一、自拾乙一六二二一至拾乙一六二二五、自拾乙一六三二八至拾乙一六二三〇、自拾乙一七二六九至拾乙一七二七三、拾乙二八五八六、拾乙二九九一七、拾丙一八九二、拾丙一八九三、拾丁一四五八、拾丁一四六〇、拾丁二九七八、拾丁二九八二、拾丁一四五九、拾丁一四五七
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　笠原道夫

神戸市須磨區西垂水町高丸二二四五
申立人　大崎利一郎
右代理人辯護士　大白愼三

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一證劵ノ種類　山陽電氣鐵道株式會社株式五百株
一記號番號及數量　乙第三六五號、乙第二八七一號、乙第一八二一號、乙第七三六號、乙第二二一號、乙第二二三號、乙第一四三一號、乙第一五一一號以上五十株券八枚、丙第四八一一號、丙第一一二號、丙第五〇七二號、丙第五〇七三號、丙第三四四二號、自丙第三八二一號至丙第三八二五號以上十株券十枚
一金額　金二万五千圓也（一株額面金五十圓也内金三十七圓五十錢也拂込濟）
一發行者　神戸市長田區御屋敷通三丁目二番地　山陽電氣鐵道株式會社
一最終所持人　大崎利一郎

大阪市西成區姫松通一丁目十三番地
申立人　高井精三
右代理人辯護士　內藤正剛

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一日本毛織株式會社舊株式十株券五枚及新株式十株券五枚
一株券金額　金五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
一株ノ拂込金額　舊株式金五十圓也　新株式金二十五圓也
一記號番號　舊株式丙第二三五〇號、同第二一六五號、自丙第二二四號至同第二六號、新株式自丙第一一六四五號至同第一一六四九號
一發行者　日本毛織株式會社取締役社長川西淸兵衞
一發行年月日　舊株式大正四年九月四日、新株式大正十四年九月一日
一最終株主　高井精三

福岡市下新川端町十八番地
申立人　株式會社福岡銀行
右代表取締役　高橋重威

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）

目錄

一川崎重工業株式會社株式二百株
一種類枚數　新株式五十株券四枚
一記號番號　三八三八號、三八三九號、四〇六九號、四〇七〇號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　加來芳夫
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　一百株
一種類枚數　新株式五十株券二枚
一記號番號　八六七五號、八六七六號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　加來義市
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　五十株
一種類枚數　新株式五十株券一枚
一記號番號　六〇五八一號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　前田久吉
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　一百五十株
一種類枚數　新株式五十株券三枚
一記號番號　六九五〇〇號、六九五〇一號、六九五〇二號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　大昌證劵株式會社
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　一百五十株
一種類枚數　新株式五十株券三枚
一記號番號　い丙一一三三〇八號、同五三九八號、同三〇八六一號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　日興證劵株式會社
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　一百五十株
一種類枚數　新株式五十株券三枚
一記號番號　い丙六五二六四號、同九五〇五三號、同一〇六八六一號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　木戸高朗
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　五十株
一種類枚數　新株式十株券五枚
一記號番號　自六七五六七號至六七五七一號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株付金二十五圓也
一株主ノ氏名　松田貞熊
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　五十株
一種類枚數　新株式五十株券一枚
一記號番號　七〇三三五號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　山口一馬
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式　一百株
一種類枚數　新株式五十株券二枚
一記號番號　六五七六號、七〇九七五號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也

第6012号　本文

一株主ノ氏名　後藤毅
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式一百株
一種類枚數　新株式五十株券二枚
一記號番號　五四五四〇號、五四五四一號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　櫨田彦六
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行
一同上株式一百株
一種類枚數　新株式五十株券二枚
一記號番號　い新丙七四七〇三號、同七四七〇五號
一株ノ額面金額　金五十圓也
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一株主ノ氏名　森野安治
一最終ノ株券所持人　株式會社福岡銀行

長崎縣下縣郡嚴原町大字國分千三百八十三番地　申立人　瀧川鹿男

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

川崎重工業株式會社新株式五十株券十二枚
額面　二千五百圓也
拂込金額　一株ニ付二十五圓拂込濟
記號番號　自い丙第二九六五九號至い丙第二九六六二號、自い丙第三五二九四號至い丙第三五二九七號、い丙第三五八一三號、い丙第三五八一四號、い丙第五五九四號、い丙第五二〇三一號
發行者　川崎重工業株式會社
株式名義人　瀧川鹿男

岡山市上田石町五十五番地　申立人　庄野信行

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

株式會社神戸銀行株式一株券八枚
株券額面　五十圓
一株ノ金額　五十圓
一株ニ付拂込金額　五十圓
但い甲自第九一八號至第九二一號四枚
一株ニ付拂込金額　十二圓五十錢
但に甲自第一七〇三號至第一七〇六號四枚
記號番號　い甲自第九一八號至第九二一號、に甲自第一七〇三號至第一七〇六號
發行年月日　昭和十二年三月十五日
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
最終株主名義人　庄野信行

神戸市灘區岩屋中町二丁目三十八番屋敷　申立人　安國重三

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

株式會社神戸銀行株式一十株券一枚
一株券額面　金五百圓
一株ノ金額　五十圓
一株ノ拂込金額　十二圓五十錢
記號番號　に內第五〇二八號
發行年月日　昭和十二年三月十五日
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
發行當初竝最終株主名義人　安國重三

姫路市北川西町七十七番地　申立人　仲地吉次

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

株式會社神戸銀行株式一十株券一枚
一株券額面　五百圓
一株ノ金額　五十圓
一株ニ付キ拂込金額　五十圓
記號番號　い丙第三三三七號
發行年月日　昭和十二年三月十五日
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
最終株主名義人　仲地吉次

兵庫縣印南郡別府村字小林　申立人　松岡百太郎

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

株式會社神戸銀行株式一十株券九枚
一株券額面　五百圓
一株ノ金額　五十圓
一株ニ付拂込金額　五十圓（但い丙自第四八七三號至第四八七五號）三枚、二十五圓（但は丙自第一〇二八號至第一〇三三號）六枚
記號番號　い丙自第四八七三號至第四八七五號、は丙自第一〇二八號至第一〇三三號
發行年月日　昭和十一年十二月十二日
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
發行當初及最終株主名義人　松岡百太郎

株式會社神戸銀行株式五十株券二枚
一株券額面　二千五百圓
一株ノ金額　五十圓
一株ニ付キ拂込金額　五十圓（但い乙第一七七〇號）一枚、二十五圓（但は乙第一四一號）一枚
記號番號　い乙第一七七〇號、は乙第一四一號
發行年月日　昭和十一年十二月十二日
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
發行當初及最終株主名義人　松岡百太郎

株式會社神戸銀行株式一株券二枚
一株券額面　五十圓
一株ノ金額　五十圓
一株ニ付拂込金額　五十圓（但い甲第二一六七號）一枚、金二十五圓（但は甲第二四六號）一枚
記號番號　い甲第二一六七號、は甲第二四六號
發行年月日　昭和十一年十二月十二日
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
發行當初及最終株主名義人　松岡百太郎

兵庫縣芦屋市宮川町二十七番地　申立人　齋藤幸一

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

菊水造船株式會社株式五十株券四枚
記號及番號　ろ號自第〇〇三八號至第〇〇四一號
一株ノ金額　金五十圓也但全額拂込濟
株券發行日　昭和十八年十一月一日
株式名義人　齋藤幸一
株券發行者　菊水造船株式會社

香川縣仲多度郡龍川村宮武和右エ門方　申立人　眞鍋久仁惠

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

一川崎重工業株式會社新株式一百株
一株券額面　金二千五百圓
一一株ニ付拂込金　金二十五圓
一記號番號　い新丙第四五〇五三號、同四五〇五四號
一發行者　川崎重工業株式會社
一發行年月日
一最終名義人　眞鍋久仁惠

芦屋市芦屋大桝町十六番地　申立人　安江忠之助
右代理人辯護士　瓜谷篤治

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ證券ヲ提出スヘシ若右屆出及證券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

一約束手形一通
額面　金十一万圓也
支拂期日　昭和十九年十二月十五日
支拂地　神戸市
支拂場所　住友銀行兵庫支店
振出地　兵庫縣武庫郡魚崎町
振出人　石井文彌
振出年月日　昭和十九年十月十五日
受取人　稻塚佐平
裏書人　稻塚佐平
最終所持人　安江忠之助

埼玉縣川口市飯塚町二丁目一一五三番地　申立人　鈴木福雄

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

一川崎重工業株式會社株式十株券五枚
株券額面　金五百圓也
一株ノ拂込金額　五十圓也
記號番號　新乙七五四二二號、新乙七五四二三號、新乙七五四二四號、乙第五二一九二號、乙第五二一九三號
最終株主　鈴木福雄
一同會社株式五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ノ拂込金額　千二百五十圓也
記號番號　い丙第一一六九五九號
最終株主　鈴木福雄

姫路市北神屋町百二十一番地　申立人　櫻井のぶ江

右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十四日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月二十五日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄

株式會社神戸銀行株式一株券八枚
一株券額面　五十圓
一株金額　五十圓
一株ニ付拂込額　五十圓（但自い甲第一四九號至い甲第一五二號）、十二圓五十圓（但自に甲第八六二號至に甲第八六五號）
記號番號　（自い甲第一四九號至一五二號、自に甲第八六二號至八六五號）
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
發行年月日　昭和十二年三月十五日
發行當初及最終株主名義人　櫻井のぶ江

株式會社神戸銀行株式五株券二枚
株券額面　二百五十圓
一株金額　五十圓
一株ニ付拂込額　五十圓（但い乙第一〇〇號）、十二圓五十錢（但に乙第五四四號）
發行者　株式會社神戸銀行取締役頭取八馬兼介
發行年月日　昭和十二年三月十五日
發行當初及最終株主名義人　櫻井のぶ江

泉大津市清水町百十二番地　申立人　渡邊寛一

別紙目錄記載の倉庫證券に付いて前記申立人から公示催告の申立をしたから其の所持人は昭和二十二年四月三十一日午前九時迄に當裁判所に權利の屆出を爲し倚證券を提出せられ度い若し右の期日迄に權利の屆出及證券を提出せないときは其の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月六日　岸和田區裁判所
判事　山本仁

（別紙）　證券旨趣

一證券種類　上田組倉庫證券一通
一證券番號　第五〇九號
一證券作成地　泉大津市
一證券發行者　泉大津市田中町三十一番地上田組倉庫
一證券發行年月日　昭和二十一年十月十四日
一寄託物　白エンドレス二百封度入九十六箱
一寄託物價格　金三万八千四百圓也
一寄託主　泉大津市清水町一一二番地渡邊寛一

岐阜縣大垣市本今町七五番地　申立人　張九二次郎

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年七月二十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十月三十一日　名古屋區裁判所

（別紙）　目錄

株式會社東海銀行株式二百九十株十株券二十九枚
一一株ノ額面金額　金五十圓也一株ノ拂込金額五十圓也
一記號番號　甲ろ自第三八五三號至第三八八一號
一發行者　名古屋市中區御幸本町通八丁目十八番地株式會社東海銀行渡邊義郎井倉和雄
一發行年月日　昭和十六年十二月一日
一最終ノ株主名義人　張九二次郎
株式會社東海銀行第一新株式二百九十株十株券二十九枚
一一株ノ額面金額　金五十圓也一株ノ拂込金額金三十圓也
一記號番號　乙ろ自第二〇五七號至第二〇八五號
一發行者　名古屋市中區御幸本町通八丁目十八番地株式會社東海銀行渡邊義郎井倉和雄
一發行年月日　昭和十六年十二月一日
一最終ノ株主名義人　張九二次郎
特殊輕合金株式會社株式三十株十株券三枚
一一株ノ額面金額　金五十圓也一株ノ拂込金額金五十圓也
一記號番號　丁ろ自第一三四二號至第一三四四號
一發行者　名古屋市中區西松ケ枝町一番地特殊輕合金株式會社田邊九萬三
一最終ノ株主名義人　張九二次郎

三重縣津市西裏塔世千四十五番地　申立人　佐野敏子

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年七月二十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十月三十一日　名古屋區裁判所

（別紙）　目錄

一中部配電株式會社株式十株券八枚一株券十一枚
一株券額面　十株券金五百圓也一株券金五十圓也
一一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　十株券い乙自第一一九九八三號至第一一九九〇號、一株券い甲自第一三二一八九號至第一三二一九三號、い甲自第一七二二七一號至第一七二二七四號
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
一最終株主　佐野敏子

名古屋市昭和區荒田町四丁目十三番地　申立人　星野鐵太郎

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年七月二十八日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十月三十一日　名古屋區裁判所

（別紙）　目錄

愛知縣地方木材株式會社株式一株券六枚十株券五枚
但シ
一記號番號　一株券い第三四二〇號ヨリい第三四二五號迄、十株券ろ第三四九一號ヨリろ第三四九五號迄
一株券額面　一株券金五十圓也、十株券金五百圓也
一一株ノ拂込金額　金五十圓也
一株券發行年月日　昭和十九年三月二十日
一發行者　名古屋市中川區西古渡町一丁目十六番地愛知縣地方木材株式會社社長加藤周太郎
一最終株主　星野鐵太郎

愛知縣知多郡河和町大字布土字和田十一　申立人　日比野眞

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年七月二十一日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十月三十一日　名古屋區裁判所

（別紙）　目錄

一中部配電株式會社株式五十株券四枚
但シ
一株券額面　金二千五百圓也
一一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　い丙第一二八七七號第一二八七八號第一二八八一號第一二八八二號
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
一發行日
一最終株主　日比野眞

岐阜市本莊島田千八百十五番地　申立人　金森源一

別紙表示ノ株券ニ付キ右申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルニ於テハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十六日　岐阜區裁判所

（別紙）　目錄

一日清紡績株式會社株式二十株
拂込金額　一株ニ付五十圓
十株券後乙一八〇三七號再乙〇一二七一號各一枚合計二枚
右株券最後ノ名義人　岐阜市本莊島田一八一五番地金森源一
右株券ノ發行者　東京都城東區龜戸町三丁目七十八番地日清紡績株式會社

名古屋市昭和區菊園町四丁目十番地　申立人　小泉俊英

別紙表示ノ株券ニ付右申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルニ於テハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十六日　岐阜區裁判所

第6012号　本文

（別紙）

目録

岐阜縣自動車整備配給株式會社（本店所在地岐阜市金園町九丁目百六十九番地ノ一）
株式十株券　十枚一百株
記號番號　自は第一五七號至は第一六六號
額面　金五百圓
一株金額　金五十圓
拂込金額　金一株ニ付五十圓
株券發行年月日　昭和十八年一月八日
最終株式名義人　小泉俊英

横濱市神奈川區寶町二番地
申立人　日産重工業株式會社
取締役社長　山本惣治

別紙表示ノ株券ニ付右申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且該株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルニ於テハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十六日
岐阜區裁判所

（別紙）

目録

岐阜縣自動車整備配給株式會社（本店所在地岐阜市金園町九丁目百六十九番地ノ一）
株式五十株券十五枚七百五十株
記號番號　自ろ第一六號至第三〇號
額面　金二千五百圓
一株金額　金五十圓
拂込金額　金一株ニ付五十圓
株券發行年月日　昭和十八年一月八日
最終株式名義人　日産重工業株式會社取締役社長山本惣治
株式十株券五十九枚五百九十株
記號番號　自は第五四號至は第九二號、自は第一八四號至は第一八八號、自は第一三五號至は第一四四號、自は第一六七號至は第一七一號
額面　金五百圓
一株金額　金五十圓
拂込金額　金一株ニ付五十圓
株券發行年月日　昭和十八年一月八日
最終株式名義人　日産重工業株式會社取締役社長山本惣治

岐阜縣稻葉郡鏡島村鏡島
申立人　杉山太郎

別紙表示ノ小切手ニ付右申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且該小切手ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルニ於テハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十六日
岐阜區裁判所

（別紙）

目録

一小切手額面　金二千八百八十圓
發行期日　昭和二十一年九月三十日
小切手番號　ハモ〇〇二六四號
發行者氏名　岐阜世話部事務官有星
領職
宛名人　日本銀行岐阜代理店
受取人　杉山太郎

富山縣富山市五番町三番地
申立人　石黒龍雄

右申立人より別紙目錄記載の株券に付公示催告の申立を爲したので其の所持人は昭和二十二年九月十一日午前十時の公示催告期日迄に當裁判所に右株券を提出し權利の屆出をして貰ひたい若し右期日迄に提出並屆出のない場合は申立により其の株券の無效を宣言する

昭和二十一年九月三十日
船木區裁判所

（別紙）

目録

一小野田セメント製造株式會社十株券二枚
記號番號　丑記ろ番第七九四號、第七九五號
額面　金五百圓也
拂込濟金額　一株に付金二十五圓也
一同會社一株券四枚
記號番號　丑記い番自第一五二四號至第一五二七號
額面　金五十圓也
拂込濟金額　一株に付金二十五圓也
以上各株券の
發行年月日　昭和二十年二月二十日
發行者　小野田セメント製造株式會社取締役社長狩野宗三
最終名義人　石黒龍雄

新潟縣岩船郡瀬波町大字瀬波五百八十九番地
申立人　佐久間勇

右申立人より別紙目錄記載の株券に付公示催告の申立を爲したので其の所持人は昭和二十二年九月十一日午前十時の公示催告期日迄に當裁判所に右株券を提出し權利の屆出をして貰ひたい若し右期日迄に提出並屆出のない場合は申立により其の株券の無效を宣言する

昭和二十一年九月三十日
船木區裁判所

（別紙）

目録

一小野田セメント製造株式會社五十株券一枚
記號番號　乙記は番第一八號
額面　金二千五百圓也全額拂込濟
株券發行年月日　大正十三年十二月十日
一同會社五十株券一枚
記號番號　庚記は番第一六號
額面　金二千五百圓也全額拂込濟
株券發行年月日　昭和四年四月二十五日
一同會社十株券二十枚
記號番號　戊記ろ番自第一四三七七至第一四三九六號
額面　金五百圓也全額拂込濟
株券發行年月日　昭和三年十二月二十五日
以上各株券の
發行者　小野田セメント製造株式會社取締役社長笠井眞三
最終名義人　佐久間勇

石川縣江沼郡大聖寺町字耳聞山二番地
申立人　守岡陽一

右申立人より別紙目錄記載の株券に付公示催告の申立を爲したので其の所持人は昭和二十二年九月十一日午前十時の公示催告期日迄に當裁判所に右株券を提出し權利の屆出をして貰ひたい若し右期日迄に提出並屆出のない場合は申立により其の株券の無效を宣言する。

昭和二十一年九月三十日
船木區裁判所

（別紙）

目録

一小野田セメント製造株式會社十株券六枚
記號番號　壬記ろ番自第二八〇八號至第二八一三號
額面　金五百圓也全額拂込濟
發行年月日　昭和十三年九月二十五日
株券發行者　小野田セメント製造株式會社取締役社長笠井眞三
當初株主　神澤史郎
最終株主　守岡陽一

岐阜市此ノ花町二丁目六番地
申立人　奥村增太郎

右申立人より別紙目錄記載の株券に付公示催告の申立を爲したので其の所持人は昭和二十二年九月十一日午前十時の公示催告期日迄に當裁判所に右株券を提出し權利の屆出をして貰ひたい若し右期日迄に提出並屆出のない場合は申立により其の株券の無效を宣言する。

昭和二十一年九月三十日
船木區裁判所

（別紙）

目録

一小野田セメント製造株式會社十株券五枚
記號番號　戊記ろ番自第八一四〇號至第八一四四號
額面　金五百圓也全額拂込濟
株券發行者　小野田セメント製造株式會社取締役社長笠井眞三
發行年月日　昭和三年十二月二十五日
最終株主名義人　奥村增太郎

愛知縣中島郡今伊勢町大字馬寄字上高見六十四番地
申立人　寺澤治郎衞

右申立人より別紙目錄記載の株券に付公示催告の申立を爲したので其の所持人は昭和二十二年九月十一日午前十時の公示催告期日迄に當裁判所に右株券を提出し權利の屆出をして貰ひたい若し右期日迄に提出並屆出のない場合は申立により其の株券の無效を宣言する

昭和二十一年九月三十日
船木區裁判所

（別紙）

目録

一小野田セメント製造株式會社一株券十八枚
記號番號　丁記い番自第三三四二號至第三三四九號、第三三六七號、第三二六八號、自第三一八七號至第三一九〇號、第二八七三號、第二八七四號、第二四八五號、第三五六六號
額面　金五十圓也全額拂込濟
發行年月日　大正十四年二月十五日
一同會社十株券二枚
記號番號　丁記ろ番第一三三三號第一三一九號
額面　金五百圓也全額拂込濟
發行年月日　大正十四年二月十五日
一同會社一株券八枚
記號番號　戊記い番自第七〇九七號至第七一〇四號
額面　金五十圓也全額拂込濟
發行年月日　昭和三年十二月二十五日
一同會社十株券三枚
記號番號　戊記ろ番自第九四七二號至第九四七四號
額面　金五百圓也全額拂込濟
發行年月日　昭和三年十二月二十五日
以上各株券の
發行者　小野田セメント製造株式會社取締役社長笠井眞三
最終名義人　寺澤治郎衞

宇部市大小路
申立人　御手洗昇

右申立人より別紙目錄記載の株券に付公示催告の申立を爲したので其の所持人は昭和二十二年九月十一日午前十時の公示催告期日迄に當裁判所に右株券を提出し權利の屆出をして貰ひたい若し右期日迄に提出並屆出のない場合は申立により其の株券の無效を宣言する。

昭和二十一年九月三十日
船木區裁判所

（別紙）

目録

一宇部興產株式會社十株券一枚
記號番號　イ號丙第二六三五六號
額面　金五百圓也全額拂込濟

株券發行者　宇部興產株式會社取締役社長俵田明
發行年月日　昭和十七年六月八日
最終名義人　御手洗昇

宇部市大字上宇部
申立人　御手洗チヨ

右申立人より別紙目錄記載の株券に付公示催告の申立を爲したので其の所持人は昭和二十二年九月十一日午前十時の公示催告期日迄に當裁判所に右株券を提出し權利の屆出をして貰ひたい若し右期日迄に提出並屆出のない場合は申立により其の株券の無效を宣言する。

昭和二十一年九月三十日
船木區裁判所

（別紙）

目録

一宇部興產株式會社五株券一枚
記號番號　い號乙第五三九三號
額面　金二百五十圓全額拂込濟
一同社會十株券四十八枚
記號番號　い號丙自第二六五五二號至第二六五九九號
額面　金五百圓也全額拂込濟
一同會社十株券四十八枚
記號番號　は號丙自第一五九九三號至第一六〇四〇號
額面　金五百圓也
一株に付拂込濟金額、　金三十七圓五十錢
以上各株券の
發行者　宇部興產株式會社取締役社長俵田明
發行年月日　昭和十七年六月八日
最終名義人　御手洗チヨ

東京都芝區田村町一丁目一番地南貿易株式會社內
申立人　平岡シゲ

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月二十五日午前九時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ屆出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルニ於テハ右株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月二十七日
足利區裁判所

（別紙）

目録

一磐城セメント株式會社株式五十株券一枚
記號番號　乙第一〇六號
額面金額　金二千五百圓也
拂込金額　金二千五百圓也
發行年月日　昭和十二年十一月二十八日
最初ノ株主　岩崎清七
株式名義人　平岡シゲ
一磐城セメント株式會社新株式十株券五枚
記號番號　丙自第八五三三號至同第八五三五號、丙第一三七七號、同一三七八號
額面金額　各金五百圓也
拂込金額　各金五百圓也
最初ノ株主　丙自第八五三三號至同第八五三五號ハ水野秀雄、丙第一三七七號、同第一三七八號ハ岩崎清七
株式名義人　平岡シゲ
發行年月日　昭和十二年十一月二十八日

和歌山市車坂町一丁目一番地
申立人　岡正次郎

別紙記載ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和二十二年九月三十日午前九時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルニ於テハ其ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年十一月十九日
福知山區裁判所

（別紙）

目録

一郡是工業株式會社株式五十株也五十株券一枚
額面　金二千五百圓也
一株金額　金五十圓也全額拂込濟
記號及番號　は第五五六號
株券發行者　郡是工業株式會社
同發行日　大正十三年一月二十日
株式名義人　岡吉三郎

靜岡縣濱名郡小野口村内野二一五番地
申立人　宮地岩太郎

別紙目錄記載ノ證券ニ付申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ右證券ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午前十時迄ニ當裁判所ニ其ノ權利ヲ屆出且ツ證券ヲ提出スヘシ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立人ノ申立ニ基キ右證券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月九日
横濱區裁判所

（別紙）

目録

横濱正金銀行株券一株券二枚
記號番號　ぬ第五五九四號ぬ第五五九五號
額面金額　金一百圓也（一枚ニ付）
株式名義人　宮地岩太郎

東京都板橋區練馬向山町一六一二番地
申立人　飯塚さう

別紙目錄記載ノ證券ニ付申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ右證券ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午前十時迄ニ當裁判所ニ其ノ權利ヲ屆出且ツ證券ヲ提出スヘシ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立人ノ申立ニ基キ右證券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月九日
横濱區裁判所

（別紙）

目録

横濱正金銀行株券一株券二枚
記號番號　ぬ第三三六號ぬ第三三七號
額面金額　金一百圓也（一枚ニ付）
株式名義人　飯塚さう

富山縣中新川郡立山村下田一五番地下田美光方
申立人　小西健一

別紙目錄記載ノ證券ニ付申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ右證券ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午前十時迄ニ當裁判所ニ其ノ權利ヲ屆出且ツ證券ヲ提出スヘシ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立人ノ申立ニ基キ右證券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月九日
横濱區裁判所

（別紙）

目録

横濱正金銀行株券十株券三枚
記號番號　自ぬ第三二四七〇號至ぬ第三二四七二號
額面金額　金一千圓也（一枚ニ付）
株式名義人　小西健一
横濱正金銀行株券一株券十枚
記號番號　自ぬ第四七五二號至ぬ第四七六一號
額面金額　金一百圓也（一枚ニ付）
株式名義人　小西健一

香川縣綾歌郡昭和村大字千疋字矢坪二四八三番地
申立人　宮武正恒

別紙目錄記載ノ證券ニ付申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ右證券ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午前十時迄ニ當裁判所ニ其ノ權利ヲ屆出且ツ證券ヲ提出スヘシ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立人ノ申立ニ基キ右證券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月九日
横濱區裁判所

（別紙）

目録

横濱正金銀行株券十株券一枚
記號番號　ぬ第一一五四八號
額面金額　金一千圓也
株式名義人　宮武正恒親權者宮武眞吉

新潟縣長岡市本町二丁目九三五番地
申立人　平石昇平

別紙目錄記載ノ證券ニ付申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ右證券ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午前十時迄ニ當裁判所ニ其ノ權利ヲ屆出且ツ證券ヲ提出スヘシ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立人ノ申立ニ基キ右證券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月九日
横濱區裁判所

（別紙）

目録

横濱正金銀行株券十株券一枚
記號番號　ぬ第一〇六〇四號
額面金額　金一千圓也
株式名義人　平石昇平

東京都赤坂區青山高樹町十六番地
申立人　瀧口靜子

別紙目錄記載ノ證券ニ付申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニヨリ右證券ノ所持人ハ昭和二十二年七月三十日午前十時迄ニ當裁判所ニ其ノ權利ヲ屆出且ツ證券ヲ提出スヘシ右期日迄ニ屆出及提出ヲ爲サヽルトキハ申立人ノ申立ニ基キ右證券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十一年九月十六日
横濱區裁判所

（別紙）

目録

横濱正金銀行株券一株券十一枚
記號番號　ぬ第七〇九九號、ぬ第七〇九〇號、自ぬ第七〇九四號至ぬ第七〇九八號、自ぬ第七二七六號至ぬ第七二七九號
額面金額　金一百圓也（一枚ニ付）
株式名義人　瀧口久

◉失踪宣告

本籍及最後ノ住所横濱市磯子區西根岸上町六二番地
不在者　藤原光吉

右ニ對シ横濱市磯子區西根岸上町六二番地藤原庄一ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和二十一年八月二十九日失踪ヲ宣告シタリ

昭和二十一年八月二十九日
横濱區裁判所

本籍及最後ノ住所横濱市港北區西八朔町三〇四番地
不在者　小島稻作

右ニ對シ横濱市港北區西八朔町三〇四番地小島光晴ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和二十一年八月二十九日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ

昭和二十一年八月二十九日
横濱區裁判所

本籍並最後ノ住所東葛飾郡手賀村岩井四百五十九番地
不在者　石井熊吉
文久元年五月七日生

右ニ對シ同所同番地石井市平ノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和二十一年七月十二日不在者石井熊吉ハ昭和三年七月十七日死亡シタルモノト看做シ失踪ヲ宣告ヲ爲シタリ

昭和二十一年七月十二日
松戸區裁判所

第6012号本文

本籍並最後ノ住所青森縣下北郡川
内町大字川内字川内四百二十番地
不在者　藤田吉太郎
明治四十三年五月十日生
右ニ對シ利害關係人藤田吉次郎ノ申立
ニ因リ當裁判所ハ大正十六年三月三十
一日死亡シタルモノト看做シ本日失踪
ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和二十一年十月十五日　青森區裁判所

本籍並最後ノ住所青森縣下北郡川
内町大字川内字川内四百二十番地
不在者　藤田文吉
明治三十四年五月二十七日生
右ニ對シ利害關係人藤田吉次郎ノ申立
ニ因リ當裁判所ハ大正十六年三月三十
一日死亡シタルモノト看做シ本日失踪
ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和二十一年十月十五日　青森區裁判所

本籍及最後ノ住所三重縣一志郡松
ケ崎村大字松崎浦六百十一番地
不在者　橋爪德三郎
明治三十四年三月二十日生
右ニ對シ同所同番地橋爪駒藏ノ申立ニ
ヨリ當裁判所ハ昭和元年十二月三十一
日死亡シタルモノト看做シ昭和二十一
年十一月七日失踪ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和二十一年十一月七日
安濃津區裁判所

◉失踪宣告取消

元本籍長崎縣下縣郡嚴原町大字日
吉四十三番地、住所兵庫縣多紀郡
篠山町河原町百三十番地
原告　吉村秀夫
右訴訟代理人辯護士　山崎担洞
本籍長崎縣下縣郡嚴原町大字日吉
四十三番地、當時所在不明、最後
ノ住所愛知縣名古屋市南區洲雲町
二丁目十六番地　被告　吉村すゞ
右當事者間ノ昭和二十年(ホ)第二號失踪
宣告取消事件ニ付當裁判所ハ判決スル
コト左ノ如シ

主文

被告ノ請求ニ因リ昭和五年五月十四
日爲シタル原告ニ對スル失踪ノ宣告
ハ之ヲ取消ス
訴訟費用ハ被告ノ負擔トス
昭和二十一年六月五日
篠山區裁判所
判事　今村富一

◉除權判決

昭和二十一年(ヘ)第二六五號
長野縣北佐久郡御代田村千四百六
十二番地　申立人　小林正重
別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立
ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十
一年十一月十六日午前十時ノ期日迄ニ
權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノ
ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株
券ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年十一月十六日
東京區裁判所第二民事掛

(別紙)

目錄

東京都麴町區丸ノ内二丁目十二番地株
式會社日立製作所發行株式
(一)五十株券一枚
記號番號　ぬ第一二一七〇八號
額面金額　二千五百圓也
一株ノ金額　五十圓也
拂込金額　全額拂込濟
株券發行年月日　昭和十四年三月十
日
最終名義人　小林正重
(二)十株券四枚
記號番號　丙五三〇四二號、自九五
八五五號至九五八五七號
額面金額　五百圓也
一株ノ金額　五十圓也
拂込金額　全額拂込濟
株券發行年月日　昭和十五年十二月
二十六日
最終名義人　小林正重
(三)一株券十枚
記號番號　丁自五七五八號至五七六
四號、丁七三四三二號七三四三
三號一九五三一六號
額面金額　五十圓也
一株ノ金額　五十圓也
拂込金額　全額拂込濟
株券發行年月日　昭和十五年十二月
二十六日
最終名義人　小林正重

昭和二十一年(ヘ)第三一三號
東京都澁谷區代々木初臺町五百二
十九番地　申立人　廣川俊泰
別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立
ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十
一年十一月十六日午前十時ノ期日迄ニ
權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノ
ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株
券ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年十一月十六日
東京區裁判所第二民事掛

(別紙)

目錄

一、關東配電株式會社發行株式一株券
三枚
記號番號、自甲い第一七九二七二號
至甲い第一七九二七四號
額面　金五十圓也(全額拂込濟)
二、同會社發行株式十株券四枚
記號番號　自甲ろ第一七五一五七號
至甲ろ第一七五一六〇號
額面　金五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也(全額拂込
濟)
以上各株式ノ
發行日　昭和十七年四月一日
最終株主名義人　廣川俊泰
最後ノ所持人　廣川俊泰

昭和二十一年(ヘ)第三三七號
浦和市別所千四百八十三番地　横越
庄作方　申立人　小林進
別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立
ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十
一年十一月十六日午前十時ノ期日迄ニ
權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノ
ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株
券ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年十一月十六日
東京區裁判所第二民事掛

(別紙)

物件目錄

失權スヘキ株券ノ表示
關東配電株式會社發行五十株券一枚
額面　金二千五百圓
全額拂込濟
一株券　五十圓
記號番號　甲は八〇九七八號
發行者　關東配電株式會社
發行日　昭和十七年四月一日
最終名義人　小林保
三井鑛山株式會社發行舊五十株券一枚
新五十株券二枚
一株券　五十圓
計七千五百圓
拂込金　不明
記號番號
三井鑛山株式會社株式課山梨縣甲府市
太田町九十九番地ニ疎開中昭和二十年
七月七日戰災ニ因リ株主名簿燒失ノ爲
本項ニ關シテハ不明
發行日　新株昭和十九年九月九日、
舊株昭和十五年五月一日
發行地　東京都日本橋區室町二ノ一
ノ一
拂込　新株二十五圓舊株五十圓
最終株主名義人　小林保

昭和二十一年(ヘ)第三六一號
東京都京橋區銀座一丁目四番地五
申立人　株式會社睦屋商店
右法律上代理人取締役　富澤明治郎
別紙目錄表示ノ株券ニ付申立人ノ申立
ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十
一年十一月十六日午前十時ノ期日迄ニ
權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノ
ナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株
券ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年十一月十六日
東京區裁判所第二民事掛

(別紙)

目錄

王子製紙株式會社株券五十株券二枚
記號番號　丙子は第一四四二一號一
枚、丙子は第九六九〇號一枚
額面　金二千五百圓也
磐城炭礦株式會社株券十株券三枚
記號番號　乙第一二二九五號一枚、
新乙第六一九號一枚、新乙第四四
三四號一枚
額面　金五百圓也
株式會社帝國ホテル株券五十株券三枚
記號番號　甲第六九六號、甲第六九
七號、甲第九〇六號
額面　金二千五百圓也
同上十株券十枚
記號番號　乙第二八七號乃至第二九
六號十枚
額面　金五百圓也
以上全株券最終名義人　株式會社睦屋
商店

昭和二十一年(ヘ)第三八一號
東京都世田谷區松原町四丁目二百
九十四番地　申立人　塚本健
別紙目錄表示ノ株券ニ付前記申立人ノ
申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和
二十一年十一月十六日午前十時ノ期日
迄ニ權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スル
モノナキヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前
記株券ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年十一月十六日
東京區裁判所第二民事掛

(別紙)

物件目錄

失權スヘキ株券ノ表示
大日本炭礦株式會社發行十株券一枚
額面　金五百圓
全額拂込濟
一株券　五十圓
記號番號　丙第一六五七號
右會社發行一株券五枚
額面　金五十圓
全額拂込濟
計　二百五十圓
一株券　五十圓
記號番號　自丁第〇九八〇號至丁第
〇九八四號
最終株主名義人　塚本健

名古屋市昭和區鍵田町五丁目一番
地、現住所同市瑞穗區下山町一丁
目二十四番地　申立人　吉川喜義
別紙目錄記載ノ株券ニ付最終ノ所持人
タル右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリ
タルニヨリ當裁判所ハ昭和二十年十二
月四日公示催告ヲ爲シタルニ昭和二十
一年四月四日午前十時ノ公示催告期日
迄ニ權利ノ屆出及株券ノ提出ナキヲ以
テ右申立人ノ申立ニヨリ判決スルコト
左ノ如シ
別紙目錄記載株券ノ無效ナルコトヲ
宣言ス
昭和二十一年四月六日
名古屋區裁判所

(別紙)

目錄

一西部瓦斯株式會社株式額面金一千五
百五十圓也十三枚
內譯
一十株券(額面金五百圓)但一株ニ付金
二十五圓拂込
番號　乙第九八四四號、同第九八四
五號
一株券(額面金五十圓)但金二十五圓拂
込
番號　丙第六六三五號、同自第六七
三四號至第六七三七號、同第八三
三九號、丙自第六〇四八號至第六
〇五二號
一以上株式最終名義人　吉川喜義

愛知縣中島郡祖父江町大字祖父江
字中屋敷五十三番地後藤孫十郎方
申立人　森はさ子
左記目錄記載ノ株券ニ付前記申立人ノ
申立ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和
二十一年七月五日午前九時ノ期日迄ニ
權利ヲ屆出且右株券ヲ提出スルモノナ
キヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株券
ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年七月五日
松戸區裁判所

目錄

一野村製鋼株式會社株券五十株券三
枚
記號番號　第九一五號、第九一六號、
第九一七號
一額面金額　金七千五百圓也
最終株主名義人　森はさ子

松戸市秋山三番地
申立人　渡邊喜平治
別紙目錄記載ノ證書ニ付申立人ノ申立
ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十
一年九月二十六日午前九時ノ期日迄ニ
權利ヲ屆出テ且右證書ヲ提出スルモノ
無キヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記證
書ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年九月二十六日
松戸區裁判所

(別紙)

目錄

一證書ノ種類及番號　第七〇二號株券
預リ證但五十株券一枚十株券三枚
一發行日　昭和十九年三月三十日
一證書ノ發行人　總武鐵道株式會社
一最終ノ名義人　渡邊喜平治

神奈川縣足柄下郡前羽村西前川二
六九番地　申立人　奥村衛
別紙目錄記載ノ株券ニ付申立人ノ申立
ニヨリ公示催告ヲ爲シタル處昭和二十
一年九月二十六日午前九時ノ期日迄ニ
權利ヲ屆出テ且右株券ヲ提出スルモノ
無キヲ以テ申立人ノ申立ニ基キ前記株
券ノ無效ヲ宣言ス
昭和二十一年九月二十六日
松戸區裁判所

(別紙)

目錄

一野田醬油株式會社發行株券
新乙第一六〇號十株券一枚
額面金額　金五百圓也
最終株主名義人　奥村衛

◉復權許可

本籍東京都深川區三好町一丁目五
番地ノ四、住所同都目黑區緑ケ丘
三十一番地綱島正興方
破産者　富永忠恭
右の者の申立に係る昭和二十年(サ)第
一五〇號復權申立事件に付いて當裁判
所は之を審査したところ富永忠恭は昭
和十六年七月二十一日破産の宣告を受
けたが其の後債權者に對する債權全部
の免責を得たことは同人提出の證據に
因つて明かなので左の通り決定する。

主文

富永忠恭の復權は之を許可する。
昭和二十一年十一月二十日
東京區裁判所
判事　福島逸雄

破産者　高坂進三
右ニ對シ當裁判所ハ昭和二十一年十一
月二十日左ノ如ク決定シ該決定確定シ
タリ

主文

破産者高坂進三ノ復權ハ之ヲ許可ス
昭和二十二年一月七日
京都區裁判所

奈良縣山邊郡東里村大字上笠間千
七百八十四番地
破産者　西山卯市郎
右ニ對スル昭和二十一年(サ)第一六號
復權申立事件ニ付當裁判所ハ昭和二十
一年十一月二十二日左記決定ヲ爲シ該
決定ハ確定シタリ

主文

破産者西山卯市郎ノ復權申立ハ之ヲ
許可ス
昭和二十一年十二月二十日
奈良區裁判所

岡崎市元能見町百三十番地
破産者　宮地敏之
右者に對する昭和二十一年(サ)第一號
復權申立事件に付當裁判所は左の樣に
決定する

主文

破産者宮地敏之を復權する
右公告する
昭和二十一年十一月六日
岡崎區裁判所

債券當籤番號表（昭和二十二年一月六日抽籤分）

支拂開始期　昭和二十二年二月一日
支拂場所　當行本支店・出張所・代理店及集配郵便局

大藏省・日本勸業銀行

貯蓄 5 回

1 等
5133

2 等
16990　43990
64990

3 等
千位以下四桁ニ下記數字ヲ有スル番號
3133　5133
8133　9133
但シ一等當籤分並既當籤分ヲ除ク

〔割增金ナキ分〕
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
133　969　990
但シ一・二・三等當籤分並既當籤分ヲ除ク

貯蓄 10 回

1 等
9141

2 等
19980　40980
75980

3 等
千位以下四桁ニ下記數字ヲ有スル番號
0141　5141
7141　8141
但シ既當籤分ヲ除ク

〔割增金ナキ分〕
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
141　269　980
但シ一・二・三等當籤分並既當籤分ヲ除ク

貯蓄 13 回

1 等
84417

2 等
32168　37168
95168

3 等
千位以下四桁ニ下記數字ヲ有スル番號
0417　1417
2417　4417
6417　8417
9417
但シ一等當籤分並既當籤分ヲ除ク

〔割增金ナキ分〕
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
168　417　725
但シ一・二・三等當籤分並既當籤分ヲ除ク

貯蓄 21 回

1 等
84558

2 等
46263　60263
98263

3 等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記數字ヲ有スル番號
558　0263
1263　2263
5263
但シ一・二等當籤分並既當籤分ヲ除ク

〔割增金ナキ分〕
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
263　472
但シ二・三等當籤分並既當籤分ヲ除ク

戰時貯蓄 2 回

1 等
28004

2 等
8408　40408
95408

3 等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記數字ヲ有スル番號
004　0408
1408　4408
5408　6408
7408　8408
但シ一・二等當籤分並既當籤分ヲ除ク

〔割增金ナキ分〕
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
071　358
408　633
但シ二・三等當籤分並既當籤分ヲ除ク

戰時貯蓄 8 回

1 等
43172

2 等
53　52053
95053

3 等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記數字ヲ有スル番號
172　1053
2053　4053
5053　6053
7053　8053
但シ一・二等當籤分並既當籤分ヲ除ク

〔割增金ナキ分〕
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
053　075
092　731
但シ二・三等當籤分並既當籤分ヲ除ク

戰時貯蓄 11 回

1 等
41385

2 等
23526　28526
49526

3 等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記數字ヲ有スル番號
385　0526
2526　4526
5526　6526
7526　9526
但シ一・二等當籤分並既當籤分ヲ除ク

〔割增金ナキ分〕
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
004　272
526　728
但シ二・三等當籤分並既當籤分ヲ除ク

戰時報國 11 回

1 等
組番號ノ一位ニ「九」ヲ有スル組ノ
6162

2 等
一等以外ノ組ノ
6162

3 等
百位以下三桁ニ下記數字ヲ有スル番號
014　076　123
162　263　319
391　419　561
627　630　686
783　821　849
904　908
但シ一・二等當籤分並既當籤分ヲ除ク

訂正

昭和二十一年十二月二日抽籤による當籤番號の中第十六回戰時報國債券三等の46とあるのは49の誤りにつき訂正致します

第6012号　本文

第6012号 本文

公　告

當會社ハ特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十二年一月九日
東京都京橋區銀座西六丁目三番地一
日本アスベスト株式會社

會社經理應急措置法ニ依ル公告

當會社ハ會社經理應急措置法第七條第五項ノ規定ニヨリ舊勘定ノミヲ設ケタルニ因リ同法施行規則第四條ニ基キ此段公告候也

昭和二十二年一月二十日
東京都京橋區銀座西六ノ四ノ一
海南興業株式會社

失效株券公告

左記株券ハ商法ノ規定ニ依リ其ノ效力ヲ失ヒタルヲ以テ此段公告候也

一、自乙第三三五號至乙第三三六號　株主呉市登町一丁目三十四番地　小笠原博正
一、自乙第一〇一號至乙第一二〇號　株主大連市千代田町三十六番地　平松石男

昭和二十二年一月三十日
東京都小石川區表町百二番地
日本釀造工業株式會社
代表者取締役　大橋芳雄

特別經理會社除外認可公告

當社ハ十二月二十六日附ヲ以テ會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ依ル特別經理會社適用除外ノ認可相受候ニ付此段公告候也

昭和二十一年十二月二十六日
東京都淺草區石濱町三丁目十二番地
日本兎毛業統制株式會社

會社經理應急措置法ニ依ル公告

當會社ハ會社經理應急措置法第七條第五項ノ規定ニヨリ舊勘定ノミヲ設ケタルニ因リ同法施行規則第四條ニ基キ此段公告候也

昭和二十二年一月二十日
大阪市北區宗是町一番地
日窒燃料工業株式會社

會社經理應急措置法ニ依ル公告

當會社ハ會社經理應急措置法第七條第五項ノ規定ニ依ル舊勘定ノミヲ設ケタルニ因リ同法施行規則第四條ニ基キ此段公告候也

昭和二十二年一月二十日
大阪市北區宗是町一番地
日窒證券株式會社

特別經理會社除外認可公告

當社ハ昭和二十一年十二月十日附ヲ以テ會社經理應急措置法ニヨル特別經理會社除外ノ旨主務大臣ヨリ認可相成候ニ付此段及公告候也

大阪市大淀區長柄濱通三丁目六番地
大阪硝子器工業株式會社

特別經理會社除外認可公告

當社ハ會社經理應急措置法第一條第一項第一號但書ノ規定ニヨル特別經理會社適用除外ノ認可相受候ニ付此段公告候也

昭和二十二年一月七日
大阪市東淀川區塚本町四丁目二〇二
株式會社菅井組

特別經理會社適用除外認可公告

當社ハ會社經理應急措置法第一條第一項第一號但書ノ規定ニ基キ昭和二十一年十二月十四日附ヲ以テ適用除外ノ認可相受候ニ付此段公告候也

昭和二十一年十二月二十七日
大阪市東成區東今里町二丁目三二番地
昭和輕金屬工業株會社

公　告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ依リ昭和二十一年十二月十四日附主務大臣ヨリ特別經理會社適用除外認可相成候ニ付此段公告候也

昭和二十二年一月七日
大阪市西成區津守町三一ノ五
株式會社酒井鐵工所

會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ依リ當社ハ特別經理會社適用解除ヲ申請中ノ處昭和二十一年十一月二十八日附ヲ以テ主務大臣ヨリ解除ノ認可アリタルニ依リ公告候也

昭和二十一年十二月二十四日
大阪府泉南郡樽井町一七五四
東洋クロス株式會社
代表取締役　船橋政次

特別經理會社適用除外認可公告

當會社ハ昭和二十一年十月十五日附ヲ以テ會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ依リ特別經理會社適用除外ノ認可相受候ニ付公告候也

大阪府中河内郡加美村橋町三七六番地
平野鋼業株式會社

特別經理會社除外認可公告

當社儀昭和二十一年十二月五日附ヲ以テ會社經理應急措置法第一條第一項第一號但書ノ規定ニ依リ特別經理會社適用除外認可相受候ニ付此段公告候也

昭和二十一年十二月十七日
堺市山本通一丁三十一番地
淺香工業株式會社

特別經理會社適用解除認可公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第二項ニ基キ特別經理會社除外認可申請中ノ處昭和二十一年十二月十九日附ヲ以テ認可相受候ニ付此段公告候也

昭和二十一年十二月二十七日
長崎市本籠町六三
長崎縣纖維製品株式會社

公　告

當會社ハ特別經理會社ニアラサルコトヲ公告候也

昭和二十一年十二月
奈良市油阪町一番地
奈良交通株式會社

特別經理會社ニ非サル旨ノ公告

當社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニ依リ特別經理會社ニ該當セサル會社ナルコトヲ此段公告候也

昭和二十二年一月十三日
長野縣上田市大字常入一七三一番地
双葉電線株式會社
取締役社長　笠原善吉

公　告

昭和二十一年十二月二十二日附官報第五九三二號ニ公告セル當社特別經理會社ニ非ザル旨ノ公告ヲ取消ス。

昭和二十一年十二月十九日
山形縣鶴岡市家中新町甲五番地
羽前織物株式會社

特別經理會社除外認可公告

弊社ハ會社經理應急措置法第一條第一項但書ニ依リ特別經理會社除外申請中ノ處十月十一日附ヲ以テ認可有之此段公告仕候也

昭和二十二年一月四日
富山市櫻橋通一番地
黑部川電力株式會社

公　告

當會社ハ昭和二十一年十二月二十日附ヲ以テ特別經理會社適用解除ノ認可相受候間右公告候也

昭和二十二年一月八日
島根縣美濃郡益田町
石見交通株式會社

當會社ハ會社經理應急措置法ノ特別經理會社ニ該當セサルモノニツキ此段公告候也

昭和二十一年十二月十日
岡山市西島田町八〇番地
山陽產業株式會社
取締役社長　三浦　勉

特別經理會社除外認可公告

當社ハ會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ依リ特別經理會社適用除外認可相受候間此段公告候也

昭和二十二年一月六日
廣島縣佐伯郡五日市町
廣島縣醫藥品配給株式會社

特別經理會社除外認可公告

當會社ハ十二月二十三日附ヲ以テ會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ依リ特別經理會社適用除外認可相受候ニ付此段公告候也

昭和二十二年一月
高知市廿代町二十一番地
入交產業株式會社

公　告

當會社ハ昭和二十一年十月三日附大藏、厚生、農林、商工、運輸省令第二號第三條ニヨリ會社經理應急措置法第一條第六項該當ニシテ特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年十二月九日
北海道中川郡美深町字若松町一八番地
美深木材株式會社
取締役社長　元木松右衛門

昭和二十一年五月十一日第三種郵便物認可

◎號外　昨二十一年十二月二十三日發行廣告（一六頁）●一月二十二日發行訓令廣告（一頁）●同二十四日發行勅令、閣令（一頁）

◎附錄　二十一年九月の官報目錄三頁

定價　一ヶ月　七圓五十錢　一部　三十錢
廣告料　本公告　八ポイント　一行　十七字詰　六圓六十錢
　　　　一般廣告　八ポイント　一行　十四字詰　五圓五十錢
發行所　東京都牛込區市ヶ谷本村町　印刷局
電話九段五三一一　振替東京一九〇〇〇　圖書課

物価号外

官報　号外　昭和二十二年一月三十日

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

彙報

○官廳事項

◎今回のゼネスト問題について、本日政府は、次のように發表した。

政府と全官公廳職員組合との交渉は遂に妥結を見るに至らず事態は最悪の段階に直面するに至つた。誠に遺憾の極みである。この機會に於て本交渉の經過と其れに對する所見とを申述べることは政府の義務と信ずる。

今回の爭議は昨年十一月下旬各組合から一齊に要求書の提出されたのに始まる。その内容には幾多の項目が含まれているが、中心をなすものは待遇改善であつて、現在の給與水準を約三倍化しようというのである。（現在の給與水準はいはゆる七月案であるが、これは組合側代表者の完全な承認書を受領した上で定められたもので、しかも物價や生計費に著しい變動がない限り變更しないという附帶條件がついていたのである。それ以來僅に數ケ月で一擧に三倍という組合側の主張を、組合員の極一部の生計費の調査だけを基礎にして、即座に聽諾せよという要求である。）

この數字は一般會計に於ては本年度當初豫算の租税收入見積を二倍にし、鐵道運賃を約三倍に、通信料金を十倍以上に引上げなければ賄へないものである。

一戸當りにして年千四百圓以上の負擔増加となる金額である。これだけの負擔増加を政府限りでよろしいということが果して國民に忠實な所以であらうか。それを即時承認せよというのが組合側の終始變らない態度であつて、ここに兩者の遂に妥結できなかつた根本的な原因がある。

右の要求に對する回答は五日乃至一週間の期限しか與へられず、しかもその内には議會の協贊或は關係方面の承認を必要とする部分が少くないので、どうしても抽象的にならざるを得なかつたのであるが、これを不服として全遞及國鐵の兩組合は問題を中勞委に提訴し、十二月十八日調停案が示された。政府はこの案に從つて、年末には臨時措置として基本給二ケ月分（平均千圓）の一時金を支給し、最低賃銀の問題は給與審議會及び官公職員待遇改善委員會を經て決めることとし、その根本改正のでき上るまでのつなぎとして二月以降暫定的な給與を加給する方針を決定した。然るにこの中勞委の調停案は全面的に組合側の拒否するところとなつたのである。

本年一月に入つて一月十日前後各組合から再び期限附を以て前回と殆ど同趣旨の要求書が提出せられ、これに對し政府側からは中勞委調停案の線を中心とし、更に一月分から繰上げて暫定給與を支給すべき旨の回答をしたのであるが、組合側はこれを不滿として十八日ゼネスト宣言を發するに至つた。

右に對し政府はゼネストの慘害を極力防止するため、去る二十二日の政府聲明の通り

（イ）給與については民間における水準を目途として、一月から基本給の最低三二・五%最高二倍の暫定給與を上に薄く下に厚く支給する。これは現在の月收の四二%増に當る。

（ロ）五百圓の枠については一月からこれを七百圓に引上げることとし、引續き根本的な檢討を加える。

（ハ）勤勞所得税については今議會に組合側の要望を織込んだ提案をする。

（ニ）その他生活確保等に關する諸方策についても充分組合側の意向を取入れる。

態度を明らかにしたのであつたが、これ亦組合側から全面的に不滿を表明される結果に終つた。

しかしながら、ゼネストは飽くまでこれを回避すべきものと考え、政府はその斡旋を中勞委に依賴したところ中勞委の委員各位は爾來數日間愼重に双方の意向を打診の上二十八日夜斡旋案を作りこれを双方に示された。

この斡旋案の中には政府としては承服し難い點が含まれていた。就中最低基本給滿十八歳六五〇圓の原則の如きは、公益代表をも加えた給與審議會で決めなければならぬという從來の鐵則を覆すものである。

しかしゼネスト回避は絶對に必要であると考えてこの點についても政府は更に考慮をしたのである。又勤勞所得税の基礎控除を暫定的に二月分から四百圓に引上げるべく再開議會の劈頭に提案する方針も決定した。この解決が二月からとなるので一月分の暫定給與を更に百圓殖やすこととした。唯暫定給與支給によつて平均月收を千二百圓にせよという點が俄に同意し難かつたのみである。これに對し組合側はこの中勞委の斡旋案をも全面的に拒否してしまつた。

かくして兩者は二十九日午後會見したが纏まらず、一方中勞委は平均月收の點についても斡旋案によるべき旨再考を求められたので、更に檢討を重ね、遂に實質的には中勞委の示す線に從うことを答えたのであつた。かくて兩者の最後的會見は中勞委委員立會の下に同日夜行われたのであつたが、必死の説得をされる委員各位の努力も空しく、遂に決裂に立至つた次第である。今それを一覽表にすれば左の如くである。

	組合側の要求	政府の暫定案	中勞委斡旋案	政府最後案
最低基本給	滿十六歳六五〇圓（實收）	最低基本給トシテハ認メズ 滿十六歳約五〇〇圓（税込）	滿十八歳六五〇圓（實收） 但シ六大都市	滿十八歳六〇〇圓（實收） 但シ六大都市 [illegible]係雇等ヲ合算スレバ實質的ニハ斡旋案トナル
平均月收	約一、〇五〇圓（税込）	八七〇圓（税込）	一、二〇〇圓（税込）	
右ノタメ財政負擔増額	約三六七億圓	七八億圓	一八〇億圓	約一八〇億圓

組合案ヲソノママ呑ンダ場合ノ政府ノ財政状況（一年度分）

一般會計分	一戸當リ	一、四三七圓増税
通信料金	一戸當リ	三八四圓値上
鐵道料金	一戸當リ	四六八圓値上

以上が交渉の經過の概要である。これを通じてもお判りのように、恐らく一部の國民からはよくも讓歩したと思はれる程讓歩に讓歩を重ねて來ているのである。これは一にゼネストの慘害を避けたいからに外ならないのである。しかるに組合側の態度を見るに、當初要求の線を一歩も讓らず、再度に亘る中勞委の調停案を拒否し、結局政府が即時全項目をそのまま受諾實施しない限り妥結點に到達することは到底不可能なことが明瞭となつた。しかし

第6012号　物価号外

このことは國民の全面的な贊成なくしては行ひ得ないことであり、又かような老大な負擔の增加を國民各位が承認されるとも考えられぬが故に、不本意ながらここに斷乎交涉を打切ることとした次第である。

思うに勤勞者の生活確保が我國再建の最大要件の一つであることは何人にも異論のないところであらう。又官公職員の給與水準の低いことも事實である。政府としてもその實情は充分承知してゐる。そして昨年以來いろいろと待遇改善の方途を講じ、實質的にも民間との關係においてもよくなつて來たことは事實である。勿論まだ不充分であると思ふから引續き努力しつつあるのである。しかしこれを一擧に三倍餘平均月收二千圓以上に引上げよというのは如何なものであらうか、これが民間の給與水準を遙に超えるものであることはいうまでもない。殊に官公職員の中には多數の未成年者と地方居住者を含んでいるのである。成程必要なカロリーを闇買いして行くと相當な金額がかかるであらう。しかし日本全體にみんながそれだけ必要なカロリーを攝取できる程の食糧があるのであらうか、政府の調査では明白に否定されている。

物價廳では現在における我國の生産物量を基礎とし、これを配給と配給外に分け、それぞれ入手に必要な代價をかけて、いわゆる理論生計費の調査をやつているが、右によれば獨身者で五百圓足らず、五人世帶で約千三百圓（何れも税込）となつている。内閣統計局の最近（昨年十月）の賃銀統計では民間工業の平均賃銀は七七〇圓である。

以上を眺めただけでも假に組合案に贊成し難いことは多言を要しないであらう。しかしながら組合側にもそれぞれ言い分はあらうし、政府の一方的な見解でこの問題を片附けることは民主的でないと考え、前に述べたように給與審議會や官公職員待遇改善委員會に於て各界の代表者を混えて公正な論議を盡した上で何れなりと決めて頂き、その結果に對しては政府は全面的に承服することとし、それまでは暫定措置で我慢して貰おうというのであるが、それをどうしても即時政府限りで組合案の通り決めようというのが組合側の主張なのである。

いうまでもなく新憲法によつて國民は日本の主權者となり、官公職員はその公僕と規定せられたのであつて官公職員のサーヴィスの受益者は國民であり、その給料の負擔者も亦國民なのであるから、二重三重の意味において政府限りで本問題を解決すべきでないという見解は國民各位に御了解願えると思う。

凡そ官公職員の待遇改善を計る途は四つしかない。一つは國税、專賣、代金、鐵道、通信料金の値上である。これは明瞭な國民負擔の增加であるから愼重に運ばなければならぬ。又消費税や料金は直に物價生計費を刺戟することを忘れてはならない。第二は赤字公債の發行である。これがインフレを促進することと言うをまたない。第三は職員の整理である。官公職員の數は昭和十五六年頃に較べて倍化している。しかしこれは轉換策を講じた上で處理すべきであつて、今直に整理を急ぐことは考慮を要するところと認められる。第四はその他の經費の壓縮であるが、その大部分は現在我國の置かれている國際的國内的立場に伴う已むを得ない經費であることを明記することを要する。

現在インフレの防止は絶對の要請がある。それには先づ財政上赤字を出さぬ建前をとらなければならない。

それに官公職員の積極的な首切りはやりたくないとすれば、待遇改善に向けられる財源がどうしても少くなることは何人にも納得できるところではあるまいか。

交涉は遺憾ながら遂に打切られた。今やゼネストの危機は刻々迫りつつある。一度ゼネストに突入せんか、殆ど一切の行政機能、經濟機能は停止するであらう。更に之が一般農民の增産供米意欲にも惡影響を與えることになつてはそれこそ一大事である。數万、數十万の餓死者、凍死者を出す危險性なしとしない。そうして最も苦しい目に遇はねばならぬのは結局一般國民である。

又ゼネストの範圍如何によつては占領目的違反として進駐軍の處罰を受けることとなるかも知れない。更につけ加えたいことは政府は民間の會社と違つて、國民から國家をお預りしている立場にあるのであるから、如何にストライキを回避したいと念願しても、どうしても讓ることの出來ない限度があるのである。

今回の爭議をゼネストに導入するに當つて、組合員諸君殊に組合幹部諸君はこれらの點をよくよく考えられた上でのことであらうか。鬪爭のための鬪爭というならイザ知らず、要求貫徹の手段としてならばこんな無益有害な手段に訴えられる必要がどこにあるであらうか。固より勤勞者が現在苦しい生活を送つていることは承知しているが、それより更に苦しい境遇にある未組織勞働者、失業者、復員者、引揚者達これらの人々は今回のゼネストを果して如何なる目で眺めるであらうか。

一體日本が平和的な文化國家を目標に再建を企圖したのは、決して武力が持てなくなつたので已むなく選んだ途ではなかつた筈だ。戰爭にはもうこりごりした、たたかいはやめた、凡ゆる問題は平和的に文化的に民主的に談笑の裡に解決しようというのではなかつたか、國際的には戰爭はやめたが、國内的には何でも直接行動で行こう、鬪爭で行こうというのであつては新憲法制定の意味はなくなり、我國再建の前途も眞に暗澹たるものとなる。どんな難しい問題でも平和的な方法で解決して行くことによつて、日本人が本當に平和愛好國民に生まれ變つたということが世界に認められ、國際社會えの復歸も早まるわけである。

今回の爭議が何故ゼネストにならなければならぬかについて、外人記者は一樣に口を揃えて言う。曰く、「不可解」、こんなことで果して信を世界につなぎ得るであらうか。

組合員諸君は、諸君が參加されようというゼネストがこんなにまで國民及び國家に致命的な打擊を與えようというのを知つて敢えて參加されるのであらうか、組合は決して幹部の獨裁ではない筈である。若し諸君が要求貫徹の手段としてゼネストを是認されないならば組合から脱退することは自由であり、そういう人々が多數ならば組合の決議は何時でも改め得る。勿論要求そのものを放棄される必要はない。政府としては何人にも納得の行く方法と限度において本問題を解決する用意はできているのである。國民の公僕たる組合員諸君は必ずや國民の期待する線に副うて行動されることと信じて疑はない。凡そ組合員諸君の國家再建の熱意と團結力とはこれをゼネストに向けるよりも、寧ろ政府と協力して闇行爲撲滅というような線に動員されるならば、インフレは防止され、組合員の生活は樂となり自他ともに益しつつ經濟復興に直接貢獻する結果となるであらう。

敢えて國民各位の嚴正なる御批判に俟つ。

印刷局

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第6012号　物価号外

昭和二十年九月中官報目錄

自第五五九二號
至第五六一六號

◎凡例
敍任及辭令以下ノ各記事欄ハ摘要
公文件名上ノ數字ハ番號
件名下ノ數字上段ハ頁數下段ハ日

詔書
ポツダム宣言受諾　號外　二
帝國議會開會　同　二
貴族院子爵議員二名補闕選擧　三　五
同男爵議員四名同上　三　五

皇室令
二〇　宮內職員死亡又ハ退職ノ場合ニ於ケル任用等ノ手續ニ關スル件　一七　三
二一　宮內省官制中改正　六五　一〇
二二　禁衞府官制
二三　宮內官官等俸給令中改正　六五　一〇
二四　宮內官任用令中改正　六五　一〇
二五　宮內傳染病豫防令中改正　一三五　二〇

勅令
五〇三　內閣調査局官制　一　一
五〇四　高等官官等俸給令中改正　一　一
五〇五　綜合計畫局官制外四勅令廢止　一　一
五〇六　外務部內臨時職員設置制中改正　一　一
五〇七　防空總本部官制廢止　一　一
五〇八　船舶及造船事務ニ關スル所管等ノ戰時特例ニ關スル件等廢止　一　一
五〇九　會社所有株式評價臨時措置法令中改正
五一〇　工場法施行令外十勅令中改正　二　一
五一一　技術院官制廢止　三三　五
五一二　內閣部內臨時職員設置制中改正　三三　五
五一三　內閣調査局官制中改正　三三　五
五一四　中央航空研究所官制中改正　三三　五
五一五　臨時戰時研究員設置制等廢止　三三　五
五一六　文部省官制中改正　三三　五
五一七　文部部內臨時職員設置制中改正　三三　五
五一八　特許標準局官制　三四　五
五一九　商工部內臨時職員設置制中改正　三四　五
五二〇　運輸部內臨時職員設置制中改正　三四　五
五二一　高等官官等俸給令中改正　三四　五
五二二　特許法施行令中改正等　三四　五
五二三　昭和二十年人口調査ニ關スル件　三五　五
五二四　海軍ノ現役ノ下士官及兵ノ現役滿期ニ關スル件　三五　五
五二五　戰時農業團令中改正等　四一　六
五二六　遞信院電氣通信復興局臨時設置制　五七　八
五二七　遞信院防衛通信施設局臨時設置制廢止　五七　八
五二八　遞信局官制中改正　五七　八
五二九　地方總監府官制第八條ノ規定ニ依ル地方官衙ノ長ノ指定ニ關スル件中改正　五七　八
五三〇　遞信院貯金保險支局、遞信院防衛通信施設局施設部、普通遞信講習所及無線電信講習所ノ長ノ監督ニ關スル件中改正　五七　八
五三一　內務省官制外六勅令中改正　五七　八
五三二　靖國神社附屬遊就館令廢止　七七　一二
五三三　軍事保護院ニ移管セラルル陸軍病院及海軍病院ノ職員ノ身分ニ關スル件　七七　一二
五三四　勤勞統計調査令ニ依ル特別勤勞統計調査ノ特例ニ關スル件　七七　一二
五三五　海軍豫備員候補者令及海軍現役武官高等商船學校等配屬令廢止　七七　一二
五三六　臨時外務省ニ外交顧問ヲ置クノ件中改正　九三　一三
五三七　衆議院議員選擧法第十二條ノ特例ニ關スル件　號外　一三
五三八　電力調整委員會官制　一〇一　一五
五三九　電力調整令中改正　一〇一　一五
五四〇　臨時內閣ニ副書記官長ヲ置クノ件　一一七　一九
五四一　高等官官等俸給令中改正　一一七　一九
五四二　「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件　號外　二〇
五四三　「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件施行ニ關スル件　同　二〇
五四四　戰後對策審議會官制　一三一　二二
五四五　內閣行政委員及各省行政委員設置廢止　一三七　二二
五四六　臨時厚生省ニ顧問ヲ置クノ件　一四一　二四
五四七　大東亞戰爭ニ際シ各廳職員ヲシテ鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資ノ生產擴充、主要食糧ノ確保、防衛ノ徹底強化其ノ他綜合國力ノ擴充運用上緊要ナル業務ニ臨時從事セシムルノ件廢止　一五三　二六
五四八　行政監察規程廢止　一五三　二六
五四九　內務省顧問設置制　一六五　二八

布告
降伏文書等　號外　二

軍令
三　大本營復員竝廢止要領　一〇一　一五
陸一八　第一、第二總軍司令部、軍管區司令部及師管區司令部ノ勤務等ニ關スル件　四一　六

閣令
三〇　遞信共濟組合規則改正　二　一
三一　遞信共濟組合ニ樺太遞信共濟組合統合竝ニ樺太在勤ノ遞信共濟組合員ニ對スル特例ニ關スル件中改正　九　一
三二　遞信共濟組合從軍者特別規則中改正　九　一
三三　遞信共濟組合船員保險組合規則　九　一
三四　臨時戰時研究員規程外二件廢止　三五　五
三五　臨時郵便取締令第一條ノ命令ニ關スル件外二件廢止　四一　六
三六　昭和二十年人口調査規則　七七　一二
三七　郵便振替貯金規則中改正　一一七　一九
三八　郵便官署ニ於ケル各廳歲入金歲出金取扱規則中改正　一五三　二六
三九　電柱敷地手當金等支給規則　一五三　二六
四〇　年金恩給支給規則等中改正　一六九　二九

閣省令
●內閣、司法省、運輸省、海軍省、農林省
一　昭和十七年閣令、海軍、司法、農林、遞信省令第一號廢止　三　一

省令
●宮內省
一　大正十一年宮內省令第十九號中改正　六五　一〇
二　判任待遇宮內職員職制中改正　六五　一〇
三　皇宮衞士規程　六六　一〇
四　宮內傳染病豫防令施行規則中改正　一三五　二〇
●外務省
二　昭和十二年外務省令第二十一號廢止　六六　一〇
●內務省
二一　內務職員共濟組合規則中改正　三五　五
二二　戰爭終熄奉告ノ爲官國幣社ニ於テ行ハルベキ祭祀ノ祭式及祝詞　一〇一　一五
二三　同上ノ爲府縣社以下神社ニ於テ行フ祭祀ノ祭式及祝詞　一〇一　一五
二四　戰爭終熄奉告ノ爲府縣社、鄕社、村社及護國神社ニ於テ行フ祭祀ニ供進スベキ神饌幣帛料ノ金額　一〇二　一五
二五　警察共濟組合規則中改正　一六九　二九
●司法省
九　戰時罹災土地物件令適用地區　三　一
●大藏省
七四　臨時資金調整法施行令第九條ノ三ノ規定ニ依ル債務ノ決裁ニ關スル件　一七　三
七五　國債規則中改正　三五　五
七六　所得稅法施行規則中改正　九三　一三
七七　鹽專賣法戰時特例施行規則中改正　九三　一三
七八　特定國財產等ノ保全ニ關スル件　一三五　二〇
七九　昭和二十年勅令第五百四十二號ニ基キ聯合國占領軍ノ發行スル「B」號圖表示補助通貨ニ關シ定ムル件　一四一　二四
八〇　同號ニ基キ聯合國財產ノ保全ニ關スル件　一五三　二六
八一　昭和二十年大藏省令第五十二號中改正　一六一　二七
八二　戰時特殊損害保險法施行規則中改正　一六一　二七
●大藏省、商工省、司法省、內務省、陸軍省、海軍省、農林省、運輸省、厚生省
一　企業整備資金措置法施行規則中改正　一四九　二九

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

9月目録

9月

● 司法省
四三 組合登記取扱手續中改正 二八 八
四四 高松地方裁判所管內區裁判所及同出張所ノ登記事務委任ノ件中改正 六八 一〇
四五 大阪地方裁判所管內區裁判所及同出張所ノ登記事務委任ノ件中改正 六八 一〇
四六 水戸地方裁判所管內區裁判所及同出張所ノ登記事務委任ノ件中改正 七二 一一
四七 釧路地方裁判所管內區裁判所及同出張所ノ登記事務委任ノ件中改正 九九 一三
四八 高松地方裁判所管內區裁判所及同出張所ノ登記事務委任ノ件中改正 一〇五 一七
● 文部省
二〇 師範學校及青年師範學校ニ於ケル學徒勤勞動員實施ニ伴フ課程及教育實習等ニ關スル臨時特例廢止 七二 一一
● 厚生省
三三 軍需省官制廢止ニ伴フ賃金統制令施行規則外五省令中改正 二五 四
三四（缺號）
三五 厚生年金特別會計法施行規則中改正 九七 一四
三六 國民勞務手帳法施行規則中改正 一四九 二五
三七 國民職業能力申告令施行規則第二條ノ規定ニ依リ十一月一日現在ニ於テ爲スベキ申告ハ昭和二十年ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ要セザルノ件 一六一 二七
三八 國民職業能力申告令施行規則中改正 一六一 二七
● 農林省
一 馬移動統制規則中改正 二五 四
二 農商功績者表彰規程中改正 九七 一四
三 苧麻、大麻等統制規則及三椏、楮等統制規則廢止 一三六 二二
四 農商勤勞顯功章令施行規則中改正 一五四 二六
● 農林省、司法省、厚生省
一 戰時農業團令施行規則外八省令中改正 四九 七

● 農林省 商工省
一 工鑛業關係會社ノ事業報告ニ關スル件 一六九 二九
● 商工省
一 減失鑛業原簿調製規則等 三 一
二 減失砂鑛業原簿調製ニ關スル件等 三 一
● 商工省、內務省、大藏省、陸軍省、海軍省、厚生省、農林省、運輸省
一 軍需會社法施行規則中改正 一四一 二四
● 運輸省
二〇 運輸省監督工場規程廢止 九三 一三
二一 運輸省所管不動産登記ノ囑託ニ關スル件中改正 一〇五 一七
二三 運輸省政府職員共濟組合規則中改正 一一七 一九

訓令

● 內閣
四 戰時研究員服務心得外一件廢止 三五 五
五 昭和二十年人口調査施行心得 九九 一三
● 文部省
七 檢査官吏職務執行規程中改正 九七 一四

達

● 內閣
三 遞信院防衛通信施設局臨時設置制廢止ノ際ニ於ケル職員ノ勤務方 二八 八
四 同上ノ際遞信院職員ノ職ニ在リテ防衛通信施設局施設部ニ屬スル者ノ勤務方 二八 八
● 大藏省
六 昭和十八年大藏省達第三號中改正 一七 三

告示

● 內閣
二七 遞信院西部遞信總局ヲ置クノ件廢止 三 一
二八 昭和十九年內閣告示第十七號外二件廢止 三五 五
二九 軍需充足會社指定取消 八〇 一二
三〇 昭和二十年內閣告示第十七號廢止 九三 一三
● 遞信院
二六 郵便局廢止 一七 三
二七 廣島貯金支局ニ於ケル郵便振替貯金ノ加入者貯金現在高申告方 二五 四
二八 昭和二十年通信院告示第百一號中改正 二五 四
二九 郵便局指定解除 二五 四
三〇 昭和十六年遞信省告示第千六百三十六號外五件廢止 四一 六
三一 電信法第五條ノ電信官署及電話官署ニ遞信局トスルノ件等 四一 六
三二 無線電信法第八條ノ二ノ電信官署及電話官署ハ私設ノ無線電信、無線電話ノ通信ニ關シテハ之ヲ遞信局等トスルノ件等 四一 六
三三 通信官署ニ於ケル事務取扱時間等 四一 六
三四 郵便貯金ノ拂戾ニ付非常取扱ヲ爲スノ件 四九 七
三五 郵便局指定解除 四九 七
三六 郵便局改稱 四九 七
三七 鑛業所特設電話所廢止 七二 一一
三八 昭和二十年通信院告示第百九十四號中削除 七二 一一
三九 電氣通信工事局ノ名稱、位置及受持區域ノ件別表中改正 九三 一三
一四〇 郵便局指定解除 九三 一三
一四一 郵便局分室設置 九三 一三
一四二 郵便局廢止 一〇五 一七
一四三 同移轉 一〇五 一七
一四四 同廢止 一〇五 一七
一四五—一四六 郵便局分室廢止 一二三 一八
一四七 郵便局移轉 一二七 二〇
一四八 郵便局ニ郵便物集配事務開始 一二七 二〇
一四九—一五〇 郵便局廢止 一三六 二二
一五一 郵便局分室廢止 一五三 二六
一五二 郵便局改稱 一五三 二六
一五三 同移轉改稱 一五三 二六
一五四 同移轉 一五三 二六
一五五 放送無線電話施設許可 一七七 三〇
一五六 郵便局分室廢止 一四九 二五
一五七 同設置 一四九 二五
一五八 郵便局廢止 一五四 二六
一五九 同上 一六一 二七
● 宮內省
二二 故大勳位李鍝公ノ喪儀ヲ行フ期日、場所及墓所 三 一
二三 帝國議會開院式ヲ行ハセラルル旨仰出 號外 二
二四 戰爭終熄ニ付賢所皇靈殿神殿ニ親告ノ期日 一七 三
二五 昭和三年宮內省告示第三十八號中改正 一二三 一八
● 外務省
二 「アルゼンティン」國政府ハ戰地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ狀態改善ニ關スル「ジュネーヴ」條約ニ對スル同國ノ加入ヲ「スイス」國政府ニ通告等 一二三 一八
三 橫濱市ニ終戰連絡地方事務局設置等 一二七 二〇
四 京都市ニ同上 一二七 二〇
● 內務省
二五七 砂防要設備土地指定 一六五 二六
二五八 府縣地方事務所ノ名稱、位置等中改正 一六九 二九
● 大藏省
三四五 外國爲替業務ヲ營ム銀行支店名稱變更屆出 一七 三
三四六 同上位置變更屆出 一八 三
三四七 同上 一八 三
三四八 同上名稱竝位置變更屆出 一八 三
三四九—三五二 外國爲替業務ヲ營ム店舖廢止屆出 一八 三
三五三—三五四 同店舖許可 二五 四
三五五 昭和十八年大藏省告示第二百九十八號中改正 七二 一一
三五六 全國金融統制會等ニ對シ解散命令 一二七 二〇
三五七 外國爲替業務ヲ營ム店舖許可 一二七 二〇
三五八 同出張所名稱變更屆出 一二七 二〇
三五九 同店舖廢止屆出 一二七 二〇
三六〇 聯合國占領軍ノ發行ニ係ル「B」號圓表示補助通貨ノ見本略圖 一四一 二四
三六一 外國爲替業務ヲ營ム店舖許可 一五五 二六
三六二 同支店名稱竝位置變更屆出 一五五 二六
三六三—三六四 同店舖業務廢止屆出 一五五 二六
● 大藏省 司法省
二五 社債登錄法施行令ノ會社指定 六八 一〇
● 大藏省 農林省
一 組合金融統制會ニ對シ解散命令 一一七 二〇
● 海軍省 運輸省
一 船用品等ニ關スル海軍大臣ノ職權ノ運輸大臣ヘ復歸ニ關スル件廢止 六八 一〇
● 司法省
四九 高知市役所保存戶籍簿中滅失ニ付手續方等 二五 四
五〇 東京都荏原區役所保存寄留簿等同上 二五 五
五一 橫濱區裁判所川崎出張所備付不動産登記等ニ關スル帳簿及書類滅失ニ付申請方等 二五 五
五二 甲府區裁判所備付各種ノ登記ニ關スル帳簿及書類滅失ニ付申請方等 二八 八
五三 同區裁判所備付確定日附簿滅失ニ付私署證書差出方等 二八 八
五四 水戶區裁判所日立出張所備付各種ノ登記ニ關スル帳簿及書類滅失ニ付申請方等 七二 一一
五五 同出張所備付確定日附簿滅失ニ付私署證書差出方等 七二 一一
五六 水戶區裁判所高萩出張所備付各種ノ登記ニ關スル帳簿及書類滅失ニ付申請方等 七二 一一
五七 同出張所備付確定日附簿滅失ニ付私署證書差出方等 七二 一一
五八 千葉區裁判所備付各種ノ登記ニ關スル帳簿及書類滅失ニ付申請方等 一六九 二九
五九 同區裁判所備付確定日附簿滅失ニ付私署證書差出方等 一六九 二九

● 文部省
九九 中央航空研究所養成所教習部高等科卒業者ヲ高等學校高等科若ハ大學豫科ト同等以上ト指定 七二 一一
一〇〇 少年教護法ニ依リ靜岡縣立三方原學園ノ教科承認 九七 一四
一〇一 米子醫學專門學校事務取扱所變更 一六九 二九
● 厚生省
八九 醫藥品ノ最高販賣價格指定等 二八 四
九〇 同上 三六 五
九一 同上 四二 六
九二 同上 四九 七
九三 賃金統制令第二十一條ノ規定ニ依リ組合指定 七二 一一
九四 醫藥品（移輸入生藥）ノ最高販賣價格指定等 八一 一三
九五 同（內地産生藥）同上 一〇五 一七
九六 昭和二十年度藥劑師試驗受驗願書提出期限等 一一七 一九
九七 國民職業能力申告令第四條及第六條ノ二ノ規定ニ基キ申告命令 一六一 二七
● 農林省
二 馬ノ最高販賣價格指定中改正 三 一
三 木造船用人口梁曲材及木製肘板ノ最高販賣價格指定 一八 三
四 用材ノ用途指定ノ件廢止 一八 三
五 保安林解除 一八 三
六—七 同上 四九 七
八 食料品罐詰ノ最高販賣價格指定中改正 一二三 一八
九 ハム、ベーコン及ソーセージ同上 一二七 二〇
一〇 麵類最高販賣價格指定中改正 一二七 二〇
一一 マオラン同上 一二七 二〇
一二 三椏、楮及雁皮同上 一二七 二〇
一三 棕櫚皮等同上 一三三 二一
一四 植物油等同上 一三三 二一
一五 孔明煉炭及豆炭ノ最高販賣價格指定等 一三三 二一
● 商工省
五 九州地方鑛山局備付鑛業權及砂鑛權ノ登錄ニ關スル帳簿及書類滅失ニ付申請方等 三 一
六 東北地方鑛山局同上 三 一
七 鹽化マグネシウム等ノ最高販賣價格指定等 一八 三
八 輕金屬統制會會長任命 六八 一〇
九 建具ノ最高販賣價格指定 八〇 一二
一〇 輕金屬統制會會長、理事長及理事任期滿了屆出等 九三 一三
一一 同會理事辭任屆出 九三 一三
一二 同會理事長及理事任命認可 九三 一三
一三 石炭統制會理事任命認可 一三七 二二
一四 皮革統制會會長任命 一三七 二二
一五 精密機械統制會理事長任命認可 一五五 二六
一六 硝子製醋酸壜ノ最高販賣價格指定等 一五五 二六
● 運輸省
一一一—一一三 鐵道軌道統制會理事任命認可 二八 五
一一四 引越荷物ノ受託停止ニ關スル件廢止 二八 五
一一五 鐵道局出張所及鐵道局管理部出張所設置ノ件改正 六八 一〇
一一六 昭和二十年運輸省告示第七十一號外三件廢止 六八 一〇
一一七 鐵道教習所ノ名稱及位置中改正 一〇八 一七
一一八 造船統制會理事任命認可 一一七 一九
一一九 鐵道軌道統制會理事任命認可 一三七 二二
一二〇 內地連絡運輸規則中改正 一五五 二六
一二一 貨物運送引受制限等外五件廢止 一六五 二六
一二二 北海道行集團歸農者ニ對スル移轉貨物ノ特殊取扱ニ關スル件中改正 一六五 二六
● 北海道廳
水一 昭和十九年北海道廳告示第二號中改正等 五〇 七
● 山梨縣
保解一 保安林解除 二八 八
● 三重縣
保解三 保安林解除 一三七 二二
● 和歌山縣
保解一 保安林解除 五〇 七

敍任及辭令

● 河相達夫（內閣） 一〇七 一七
● 吉田茂（同） 一二七 二〇
● 佐々木行忠（內閣） 二〇 三
● 塩原時三郎（內閣） 二〇 三
● 廣瀨久忠（宮內省） 三六 五
● 緒方竹虎（內閣） 一〇八 一七
● 重光葵（同） 一二八 二〇
● 近衞文麿（同） 一五〇 二五

宮廷錄事

● 賢所皇靈殿神殿ニ親告ノ儀 二三 三
● 神宮竝山陵ニ奉告ノ儀 二四 三
● 行幸仰出 三一 四
● 行幸 四五 六
● 拜謁 五三 七
● 勅使差遣 五三 七
● 帝國議會開院式 六一 八
● 秋季皇靈祭同神殿祭 一一〇 一七
● 御喪儀濟故李鍝公 一四六 二四

彙報

○ 官廳事項
● 情報局分課規程改正 二四 三
● 大藏省分課規程中改正 二四 三
● 遞信局分課規程中改正 四〇 五
● 文部省分課規程中改正 六三 八
● 宮內省分課規程中改正 七五 一一
● 禁衞府分課及編成規程 七五 一一
● 大藏省分課規程中改正 九〇 一二
● 外務省分課規程改正 九〇 一二
● 內務省分課規程中改正 一〇〇 一四
● 同上 一〇四 一五
● 特許標準局事務分掌規程 一二八 二〇
● 厚生省分課規程中改正 一三九 二二
● 商工省分課規程中改正 一三九 二二
● 厚生省分課規程中改正 一四八 二四
● 大藏省分課規程中改正 一五七 二六
● 財務局分課規程中改正 一五七 二六
● 稅務署分課規程中改正 一六五 二八

帝國議會

● 帝國議會開院式勅語 號外 四
● 同閉院式勅語 同 六
○ 貴族院
● 議員薨去及弔辭 大塚惟精 一五 一
● 議員辭職 池田清 二四 三
● 同上 穗積重遠 四〇 五
● 選擧人名簿配付 補闕選擧（宮內省） 子爵議員 五二 七
● 貴族院成立 五二 七
● 議員議席 五三 七
● 部屬及部長理事 五四 七
● 成立通牒 五五 七
● 通牒受領 五五 七
● 議事日程 五五 七
● 選擧人名簿配付 補闕選擧（宮內省） 男爵議員 六二 八
● 會議 六二 八
● 國務大臣出席 六二 八
● 勅語奉答文 六二 八
● 議案提出 六二 八
● 決議文 六二 八
● 全院委員長及常任委員 六二 八
● 議事日程 六二 八
● 會議 七一 一〇
● 國務大臣出席 七一 一〇
● 國務大臣演說 七一 一〇
● 勅語奉答書ノ捧呈及勅語 七一 一〇
● 閉院式通牒受領 七一 一〇
● 議員薨去及弔辭 山縣有道 一〇〇 一四
● 議員薨去、卒去及弔辭 澤柳駿、小泉親彥 朴 一三五 二一
● 議員卒去及弔辭 赤池濃 一五七 二六
● 選擧人名簿配付 補闕選擧（宮內省） 子爵議員 一六三 二七
○ 衆議院
● 議員復職 日下田武 二四 三
● 議員死去 小川鄉太郎 二四 三
● 弔詞 中崎俊秀、藏原敏捷 二四 三
● 成立 四五 六
● 議員成立集會 四五 六
● 議席 四五 六
● 部屬、部長及理事 四六 六
● 議員復職 堀內一雄 四七 六
● 議員死去 古田喜三太、森田福市 四七 六
● 成立通牒送付 四七 六
● 成立通牒受領 四七 六
● 拜謁 六二 八
● 議席變更 六二 八
● 會議 六二 八
● 國務大臣出席 六二 八
● 議案提出 六二 八
● 質問書提出 六二 八
● 決議送付 六二 八
● 議員復職 小山田義孝 六二 八
● 議事日程 六二 八
● 會議 七一 一〇
● 國務大臣出席 七一 一〇
● 國務大臣發言 七一 一〇
● 奉答書ニ對スル勅語 七一 一〇
● 議案提出 七一 一〇
● 答辯書受領 七一 一〇
● 決議送付 七一 一〇
● 閉院式通牒受領 七一 一〇

9月目録